

平成21年第6回防府市議会定例会会議録（その5）

平成21年9月14日（月曜日）

議事日程

平成21年9月14日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（25名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
15番	弘中正俊君	16番	高砂朋子君
17番	今津誠一君	18番	青木明夫君
19番	重川恭年君	20番	伊藤央君
21番	原田洋介君	22番	三原昭治君
23番	藤本和久君	24番	久保玄爾君
25番	山下和明君		

欠席議員（2名）

26番	中司実君	27番	行重延昭君
-----	------	-----	-------

説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君													
会計	管理	者	松吉栄君	財	務	部	長	吉村廣樹君											
総	務	部	長	浅田道生君	総	務	課	長	原田知昭君										
生活	環境	部	長	古谷友二君	産	業	振	興	部	長	阿部勝正君								
土木	都市	建設	部	長	阿部裕明君	土木	都市	建設	部	理	事	岡本幸生君							
健康	福祉	部	長	田中進君	教	育	部	長	岡田利雄君										
教	育	次	長	山邊勇君	水	道	事	業	管	理	者	中村隆君							
水	道	局	次	長	本廣繁君	消	防	部	長	武村一郎君									
監	査	委	員	和	田	康	夫	君	入	札	検	査	室	長	安田節夫君				
選挙	管理	委	員	会	事	務	局	長	古谷秀雄君	監	査	委	員	会	事	務	局	長	小野寺光雄君

事務局職員出席者

議会事務局長 森重 豊君 議会事務局次長 山本 森 優君

午前10時 開議

副議長（安藤 二郎君） 議長が所用のため、副議長の私がかわって本日の議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。欠席の届け出のありました議員は中司議員でございます。また、執行部については村田農業委員会事務局長が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

副議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

13番、田中健次議員、14番、佐鹿議員御両名にお願い申し上げます。

一般質問

副議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、11日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

この際、財務部長より発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので、発言を許します。財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 9月1日に開催されました議会初日の本会議におきまして、藤本議員の質疑に対しまして、答弁の中で、一部、事実と異なる発言をいたしましたので、

おわび申し上げますとともに、申し出書のとおり、取り消しをお願いいたします。御迷惑をおかけいたします。

副議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。ただいま財務部長より、9月1日の本会議における藤本議員の質疑に対する発言について、その一部を取り消したい旨の申し出がございました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、財務部長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

次に、伊藤議員より、会議規則第62条の規定により発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので、発言を許します。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 9月9日の一般質問におきまして、私の発言の中で一部不適当なものがございました。大変申しわけございません。申し出書のとおり取り消しをお願いいたします。御迷惑をおかけいたしました。

副議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。伊藤議員の申し出のとおり、この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、伊藤議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 4分 開議

副議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより質問に入ります。最初は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

22番（三原 昭治君） おはようございます。民意クラブの三原昭治です。通告に従いまして、豪雨災害の原因と今後の対策について質問いたします。初めに、このたびの豪雨災害において亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

さて、豪雨災害が発生した7月21日の早朝、電流が走りぬけるような稲妻とともに、直撃するのではないかと思うほどのけたたましく鳴り響く雷の轟音で、私は目が覚めました。と、同時に地上を突き刺すような激しい豪雨と、不気味な朝のスタートの中でしたが、

普段どおり会社に出かけました。そして痛ましい災害の情報が飛び込んできたのは、午後からです。下右田勝坂の国道262号、次いで真尾の特別養護老人ホームのライフケア高砂一帯の土石による被害発生でした。しかし、正直なところ、この事件でも、あのような悲惨な状況になっているとは、私は予測すらできませんでした。

災害の報を受け、災害現場に駆けつけました。その現場の様子は私が生まれて初めて目にする、悲惨であり、無情な光景でもありました。一瞬私は足が立ちすくみ、放心状態に陥りました。その光景は、今も目を閉じると鮮明に脳裏に浮かんでまいります。

当日は、二次災害の恐れなどから、翌日の早朝、被災地の下右田一帯を徒歩で見回りました。土石流によって被害を受けた全壊、半壊の家屋や床上、床下浸水の家屋、また道路は海面状態でどこが道路で、どこから川なのかわからず、道路や敷地内にはたくさんの土砂や散乱した流木でいっぱいでした。

被災された方々は、水の入った長靴に土砂で汚れた顔や服、スコップやてみを手にしているものの呆然と立ち尽くし、その姿に私はどのような言葉をかければいいのか、その言葉さえ見つかりませんでした。また、大変恥ずかしい話ですが、これから私は市議会議員として何をすればいいのか、正直なところ、その時点ではまだわかりませんでした。

被災地を数時間見回った後、避難所に向かい、被災された避難者の方々の不安な顔、そして対応に関する数々の要望などが向けられ、初めて自分のなすべきことを確認しました。それから、自治会長さんや市の職員さんらと復旧に向けて歩き始めました。しかしながら、初めて体験する大災害の中、なかなかその歯車がうまくかみ合わず、市職員さんとともに何度もおしかりを受け、そのたびに頭を下げる繰り返しでしたが、何事も日が薬ではありませんが、日に日に歯車もかみ合い、またボランティアさんの温かい手助けもあり、復旧も加速化していきました。

その後、被災地の方々から笑い声や笑顔も見られるようになり、悪夢のような暗闇の中から一筋の光明が差し込んできたように感じました。しかし、完全復興にはまだまだ課題も多く、時間を要します。一日も早い復興へ、私ども議員も行政とともに努めてまいりたいと思います。

また、きょうの一般質問に当たり、被災地の自治会長さんをはじめ、被災者の方々から、被災直後の極限的な心理状態から、怒鳴ったりしかなかったりした市職員さんに対し、何度も嫌な思いをさせたにもかかわらず、誠意を持って対応していただいたことにありがとうございますとお礼を届けていただきたいとのことでした。また、心労などで休職されている職員さん、さらに救助の際、鉄砲水によって負傷され、いまだに入院されている消防隊員さんが1日も早く回復されることを、心よりお祈りしていますとのことでした。

さて、質問に入りますが、この豪雨災害では特に右田、小野両地区に甚大な被害をもたらすという、いわゆる局地的災害とも言える事態が発生いたしました。その原因についてどのように分析されているのか、また、この豪雨災害を教訓とした防災体制の見直しや新たな防災対策への取り組みについて、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 今定例会の一般質問における答弁と、かなりの部分で重なってしまい恐縮でございますが、御質問にお答えをいたします。

まず、最初の御質問でございますが、本市の右田、小野両地区に甚大な被害をもたらした局地的豪雨災害は、7月19日から21日にかけて山陰沖から近畿地方を通過して東海地方に伸びる梅雨前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化したことから、山口県に集中的に激しい雨が降ったことによるものでございます。

特に、本市においては、21日8時ごろの1時間雨量が70ミリを超える猛烈な雨を観測し、19日から21日までの3日間の総雨量は332ミリを超えるなど、記録的な大雨となりました。このため、21日の午前、短い時間に集中的に降った豪雨により、ほぼ同時刻に発生した土石流が、小野、右田、大道地区に同時多発的に襲い、大きな被害をこうむりました。

これは、これまで過去に発生した台風や高潮などの被害をはるかに上回る未曾有の大災害で、また私たちが経験したことのない規模でありまして、このような甚大な被害となりましたことはまことに残念でなりません。今回の災害をしっかりと検証し、今後の安心安全なまちづくりに生かしていかなければならないと肝に銘じているところでございます。

なお、御質問の中にありました本市の山や土壌の地質学的見解については、被災後に御指摘をされているお方がおられますことは承知してはいますが、その詳しい分析結果等が全く手元になく、また、今までに御指摘いただいたという記録や記憶も、不確かであります。が、ございませんので、このような見解があつて初めて知ったということでございます。

次に、豪雨災害を教訓とした防災体制の見直しや、新たな防災対策への取り組みについての御質問でございますが、まずハザードマップについてでございます。土砂災害に対して住民一人ひとりに的確な判断と行動をとっていただくには、適切な情報提供を行わなければならないと考えておりますので、県作成の土砂災害警戒区域等に関する調査データの提供を受けまして、このデータをもとに今年度中に土砂災害防災マップを作成し、関係する地域の全世帯、及び関連施設に配布したいと考えております。

また、来年度に佐波川のハザードマップも更新することとしておりますが、このマップにもこの土砂災害警戒区域の位置を表示したいと考えております。

次に御質問の避難勧告の基準についてでございますが、現在、地域防災計画の中では一般的な例示、例えば「気象台から、暴風、大雨、洪水、高潮、津波等の災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき」など、11項目を挙げた「避難準備情報、避難勧告・指示マニュアル」を作成しておりますが、御指摘の雨量と水位等の数値を入れた基準については未整備でございますので、今回の災害を教訓に、早急に各関係部署などと協議の上、雨量数値と水位を避難判断の規準に加え、マニュアルに掲載したいと思っております。

次に、防災に関する専門の課の設置でございますが、現在、総務課において専任1名、兼任3名で業務を行っております防災対策室を、防災、危機管理の重要性が増し、また業務も複雑化しておりますことから、本年10月には総務部内に（仮称）防災危機管理課として、新たに課を設置する方向で検討いたしておりますし、さらに庁内各部からの応援体制も充実させることとしております。

また、新年度からは防災専門分野の専門員を嘱託職員として採用することも考えておまして、これらによって市の防災体制の強化を図ることといたしておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ありがとうございます。避難基準で、雨量なり水位なりの数値基準がないということは 大変これはデータになります。岩国市にはもう既に早くから危機管理課というのが設けられておまして、数値も全部設けております。ちなみに岩国市の場合は、時間で30ミリということに達すれば、もう避難勧告を出そうということになっております。それで、その後の雨量状況も入れることになっております。ただし、今回の災害においていろいろ担当者の方と数時間いろいろお話する機会がありまして、お話をさせてもらったんですが、避難勧告のタイミングというのは大変難しいと。岩国市も夜、出そうか、出すまあかということですのでごく心配されて、しかし兵庫県の佐用町のようなことがあるということで夜は出さないと、そのかわり皆さん2階に上がってくださいと。岩国は、土砂災害でなくて洪水警報のほうでしたが、そういう手だてをしたということをお話しておきます。

それから、今回いろいろ話題になっております県からの情報であります。土砂災害警戒情報と土砂災害降雨危険度の情報ということなんですが、私もこれ、いろいろその日に、

いろいろ調べて、ネットで見たんですが、どうも私にはすごくわかりにくくて、ちょっとお尋ねしたいんですが、これよく調べてみると、例えば土砂災害警戒情報の中に雨量観測局が防府土木事務所、大平山、野島の3カ所、そして土砂災害降雨危険度は5キロメッシュということで、それで色がだんだん濃くなったりするということになっているということでしたが、5キロメッシュというのは大変広範囲であると思いますが、これをもとに例えばピンポイントで場所ができますか、どうでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） おっしゃるとおりだろうと思います。なかなか地域を特定するというのは、場所といいますか、それは大変難しいというふうに私どもは判断いたしております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） そのために、何度も答弁の中に、職員を派遣して現地確認をするということの、市が、なるわけですね。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） これは、私ども今までも申し上げていますように、勧告を出す基準の一つとしては現地を確認するというのは大事な行為というふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） この点も今回のような大災害の場合、果たしてそれが効果的かどうかということも、後、また、それにかかわる質問をちょっといたします。

それで、今回、豪雨というのが一番のやはり、1時間に70ミリ以上、1日に300ミリ近く、約7時間という短時間で1カ月分が降ったということが大きな原因だと私は思っております。また、テレビ等で専門家の方もそういうふうにおっしゃっておりますが、豪雨、雨量、これを測定するのに今、県の災害情報、警戒情報の中では3カ所しかその雨量計が置いてないということなんですが、ほかにも市内には何か雨量計が置いてありますか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 県の雨量計は今おっしゃるとおりでございます、そのほかに国が設置、国交省ですが、設置いたしておるのが真尾、新橋、それから国衛ということで3カ所ございます。それともう1カ所は下関の气象台が設置をいたしております西浦の消防署の出張所、この1カ所に今現在雨量計は設置をしてあるということでもあります。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ということは、今回被災した右田や奈美 真尾にはあると

ということですが、佐野、大道には雨量計はないということでもよろしいでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申し上げたとおりでございますが、今現在といたしますか、災害時においてはなかったということでもあります。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 今の体制の中で、例えばこれも専門家が口を酸っぱくして言っていたんですが、ゲリラ豪雨という局地的な豪雨、昔からよく、夏の夕立馬の背をも分けるといのように、片方では晴れているのに、片方では大雨が降っているということが再三今起こっております。これを異常気象という中で、これはもうこれから頻繁に発生しますよということを忠告しておりますが、今の設置状況で果たしてそのゲリラ豪雨、局地豪雨にきちんと対応が図れますか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今の設置箇所ではこれは十分だということにはならないというふうに思います。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） これは、恐らくこれではもう局地豪雨とかいうのには全く手も足も出ないと。もし、いろんな情報が来て、防府市に警戒情報が出た場合は、少なくとも土砂災害警戒区域といわれる587カ所に、全部に出さなければいけないという状況になると思います。

そこで、今、大変いいシステムがあるのでちょっとお話をしたいと思いますが、局地豪雨の計測、警戒システムというのがございます。今置かれているいろんな雨量計とほぼ同じですが、国交省なんかで認可して認めた雨量計なんですが、いろんな危険箇所と思われるところにそれを設置すると、それで無線やケーブルなどを通じて、刻々と0.数ミリ単位のセットをすれば情報が入手でき、どこで何ミリ降っているというのが、例えば防府市役所の一画に、本部にデータ、本局システムを置けば瞬時にわかるということなんですよ。

特に、またこれはすばらしいなと私は思っておりますが、携帯電話でもそのデータが共有できるシステムになっております。今、大半の方が携帯を持っておられまして、そこにも情報が送信できるようになっております。また、インターネットにおいても同じくできます。

つまりこれ、ピンポイントで、今どこが何ミリと、右田が今何ミリ降っているよ、小田が何ミリ降っているよと、西浦はほとんどないよとか、そういう、この局地豪雨に私は十

分対応できるシステムだと思っておりますが、例えばこういうものを研究し、そして私は今回の教訓として、他を頼るのではなくて防府市独自の防災体制を組んでいくという点で、ぜひこういうものを取り入れてはどうかということですが、そして値段もそんなに高くありません。またこれ資料を差し上げますけど、こういうことを検討してみたいかと思っておりますので、執行部がどういうふうに思われるか、御見解をお願いします。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御案内がありましたように今回、県におかれましては今回の災害を受けられまして、新たに6カ所ですか、市内に雨量計を、臨時のといいますが、簡易の雨量計を設置されたというふうに聞いております。

また、これらの雨量計については今紹介がありましたように、その専用のパソコンあるいは携帯電話への情報が発信できるというふうに聞いておりますので、県が当面、今の堰堤工事等々で約2年間くらいはこの臨時の雨量計を設置されるということでもありますから、その後、今度は防府として、そういった関係機関とも協議しながら、こういった設置場所がいいのかも御協議をいただきながら、検討はする必要があろうというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 2年間暫定的に災害があったところに県が設置されているということなんですが、災害があったところに設置されているので、災害がなかったら、そこにまた災害が起こる可能性もあるわけです。どこでどのような災害 災害というのはいつどこで起こるかというのは、大方の方は余り予測はできないと思います。そして、今部長の答弁の中に県がという言葉がありましたけど、今回の一連の流れでも県は情報を発信してくれる、しかし判断はあなたたちがしなさいよというシステムになっておりますよね。

だから、もうよそに頼らないで、自分たちで自分たちの情報を入手して、自分たちで判断していいのではないかと、対応していいのではないかとという姿勢がやっぱり私は必要ではないかと思えます。先ほどちょっと職員さんの現地確認ということで、後でまたお話ししますということだったんですけど、昨年でしたかね、市の水防条例に基づいて設置していた水防委員というものを廃止されましたよね。水防委員は主に自治会長さんが兼務して委嘱しているということでしたが、廃止する 去年ですかね、ときにその人員ですね、それと仕事内容、そして廃止の理由をお知らせいただきたいと思えます。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 確かにおっしゃるように19年の3月までは水防委員とい

う形で委嘱をさせていただいておりました。廃止をした理由といたしますか、これはいろいろ考えられるんですが、まずは主に自治会長さんあたりをお願いをしておったんですが、自治会長さんによってはなかなか難しい、あるいは危険な場所に出歩くということも話がございましたので、そういったことももろもろ含めまして、今現在は廃止をさせていただいておるとい状況であります。ちょっと人数につきましては把握いたしておりません。申しわけありません。

副議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 当時の水防委員さんの人数でございますが、各地区に設置すると、お願いするということになっておりました。しかし、275地区につきまして、当時、その半数程度の137地区に配置しておったというのが現状でございます。以上です。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） それで、廃止の理由が、危険が伴うということもありましたが、ちょっと調べましたところ、ほとんど情報がないという状況であつたらしいですね。有名無形と申しますか、そういう形の中で、先ほど土木部長が約30人という方に年間報酬6,500円、合計すれば年間84万5,000円をずっと長年の間支給されてきたわけですよ。行政改革のうちで、ようやく去年、これを廃止ということになったわけでございます。話を聞きますと、消防団員の方が水害の場合は水防団員となって対応に当たるからという話もたしか去年の廃止案の中にあつたと思いますけど、消防団の方は現場で災害対応されるのが主な仕事ですよ。私が、今からちょっと、先ほど言いました職員さんが現地確認をするということで、行くまでにまた災害が、今回みたいに起きる、途中で行かれないということが起こる。また、市長の答弁にありましたが、初動の対応の中で、当日1,000件に上る市民からの情報が錯綜して混乱を来したという部分もありました。

そこで、私、その対応・対策としまして、水防委員ではありませんが防災情報委員というものを新たに設置してはいかがかと思ひます。そんなにたくさんの人数ではなくても、やはり危険箇所と言われる一定区域を墨分けして、防災情報委員という方を設けて、そんなに危険が及ぶような任務ではなく、例えば自分たちの近くの用水路が、今、水位がここに、通常の水位から何十センチ上がってきましたよと。道路にもちょっと水が上がり始めましたよと、もうその程度で私はいいと思ひます。そうすることに、この防災情報委員の方を設置することによって、答弁、先ほど言いました1,000件に上る情報でパニックになって混乱を来したと。まあ、普通の人間だとパニックになります、何人で対応されたかわかりませんが、でも、ちゃんと定めた情報を入れてくださる方を決めておけば、情

報の一本化が図れ、確実に情報が伝わるというシステムの構築が私はできると思います。

先ほども提案しました雨量計のシステム、これは文明の利器、科学という部分ですが、いわばコンピュータ、私が今申しました防災情報委員は、これは地元にはらっしゃる、地元のことをよく知っている方で、これにコンピュータにプラス人の勘や経験を生かしたコンピュータというものを一体化すれば、さらに実効性がある、また早期の対応ができるようなシステムができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今、御提案がありました情報委員、私ども廃止をした経緯もありますが、今回の災害を受けまして、日ごろからやっぱりそういった懸念があるという地区については、その情報委員といいますか、正式な名前は別にいたしましてもそういった情報提供をしていただける、あるいは調査をしていただける方も必要というふうに今考えておりますので。

消防団の方にもそういった情報は入手は可能ですが、今後はできましたら、私どもが今まで申し上げておりますように、自主防災組織、これらはある程度整備していただいた中で、それらの御協力を得て、そういった情報収集の一つの手段ということも考えられますので、その辺もろもろ、今からそういった情報の収集方法についてはぜひとも検討してまいりたいというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ありがとうございます。それと、今回の災害の検証でありますけど、具体的にどのような方法で検証を考えているのかお尋ねいたします。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 正直申しまして、具体的にはまだそこまで煮詰めてないんですが、今回の教訓といたしましては現場も含め、あるいは指揮命令系統も含め、いろいろな分野で、今おっしゃるような情報の収集につきましても、いろいろな分野といいますか、とこで、スムーズにいかなかったということがございますので、その辺は今から詳細にわたって中身を詰めていくということで、今からの検証につなげたいというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） その詳細に詰めていくという部分で、ぜひやっていただきたいことがあるんですが、やはり被災者の方は当然のことですけど、被災された方をはじめ、救助に当たられた方、災害ボランティアの方など、災害に関係した方々を集め、検証委員会なるものを設置して、徹底的な検証、そして現場の声、現場の生の思いを検証し、次に

役立てていただきたいと思いますが、この検証委員会の設置というのはいかがお考えでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 結構な提案というふうに私も理解をいたしております。今、御紹介がありましたように、今回またこの災害で、現場で直接その対応をされたといいますが、経験をされたという意見は大変貴重だろうというふうに思っておりますので、今、御提案の、検証委員会がつくるかつくらないかはちょっと別にいたしましても、そういった御意見を伺う場はぜひとも必要というふうに考えておりますので、10月から、今予定をいたしておりますように、新しい組織も立ち上がるという予定でございますから、その中でぜひとも重要な検討項目に加えたいというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ぜひ、徹底した検証をやっていただきたい。特に、被災者の方にいろんな話を聞いていただきたい。私も今ようやく皆さんが落ち着かれておりますので、当時のことを聞いて歩いております。当時、その災害が起きる前、起きた瞬間、起きた後ということでいろんな話を聞いております。これは、どんな専門家が話してもまずわからない話だと思います。ぜひ、そういう点も入れていただきたい。

そして、もう一つ、仮称ですが、防災危機管理課というのを設けられる、専門の嘱託職員を入れるということですが、私はこれは余り賛成はしかねません。というのは、専門職員は市の職員がなるくらいの気構えで、今回の教訓を生かしていただきたいと、そう思っております。専門職員さんがどこまで専門かといえますと、私ごときでこんなことを言って申しわけないんですが、この災害の後に、いろんな、テレビや何やで大学の先生やいろんな方が出てこられました。でも、その方が本当に被災した人たちなのかと、私は疑問に感じることがあります。そして、結果論で皆、物が運んでおります。

ぜひ、本当はあってはならないことが起こったんですけど、生の実体験を自分のものとして、職員さんがみずから専門委員と呼ばれるぐらいになろうというぐらいの体制を、私はつくっていただきたい。それまでのつなぎとしてそういう専門委員の方を嘱託で置かれるというのは、別に異論はありません。気構えと申しますか、心構えと申しますか、そういう姿勢できちんと臨んでいただきたいということを強く申し上げておきます。

次に、避難のことですが、先日、関西大学教授で、人と防災未来センター所長の河田恵昭さんですかね、今回の災害でのいろんな検証の中で、特別養護老人ホームの被災について、要援護者を収容する施設は災害に対してもっと感覚を磨かなければいけないと、強く指摘されておりました。また、一般の市民の方の感覚というか、避難についても後ほどま

た述べますけど。そこで、この消防方法といいますか、総合計画で定められている避難訓練について、消防長のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。

今、老人ホームの話が、今回、老人ホームで大変な被害が出たわけですが、例えば市内の老人ホーム等の施設ですね、要援護者を抱える施設について、避難訓練というのはどのようにされておりますか。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 訓練の実施については、消防法におきまして不特定多数の者が出入りし、または収容する施設を特定防火対象物というふうにとらえております。それ以外の施設を非特定防火対象物としてとらえておりまして、それぞれ一定規模以上の収容人員を有する施設におきましては、防火管理者を選任いたしまして消防に届け出ることを義務づけております。

この専任された防火管理者の責務といたしまして、消防計画を策定し、消防に届け出すとともに、その消防計画に基づきまして消火、通報、避難の訓練を実施することを義務づけておるものでございます。よろしいでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） これ、訓練というのは義務づけられていると、特定と申しますか、非特定、一定の人数、たしか30人、50人だったと思うんですが、特定、一定の人数を抱える施設や収容する施設については、年に何回以上ですかね、義務づけられていますよね。何回以上ということで義務づけられていますか。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 避難訓練の実施回数についてお答えをいたします。

今言いましたように、特定防火対象物におきましては年2回以上、その他の防火対象物におきましては、年に1回以上の訓練を義務づけております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） これは消防法で義務づけられているということは、きちんと定められたものでありますけど、今たしか2回以上、1回以上ということでありましたけど、これはちゃんと消防署員の方が立ち会いのもとで、こういう訓練が実施されているということが確認はできるわけですかね。どのような確認方法をとっていらっしゃるか、ちょっとお尋ねいたします。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 訓練実施の確認ということでございますけども、訓練の実施

についての報告、これは消防法上義務づけはされておられません。報告は求めていないということで、この確認はいたしておられませんけれども、実はその消防計画に基づく消火、通報、避難訓練、これを実施するに当たりまして、事前に通報していただくということになっております。その、事前に通報していただくときに、実際に、日ごろは使用されたら、これ、困るわけですが、119番を使っていただいて実際に通報していただくと。その通報をもって訓練はされたというふうにとらえております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） いろいろ私も、市内のいろんな事業所を回りまして、いろいろ調べてまいりました。それで、一番大きかったのは約100人強の事業所です。そこで従業員の何人が確認のために消防訓練、避難訓練はどうなっているかと、やっていらっしゃるかどうかということを知りました。4人の方に知りましたところ、2人の方が以前カネボウにお勤めの方でした。カネボウだったら毎年ちゃんと2回以上ありよったと。ストップウォッチまで持って発生の合図とともに、何分何秒でできるか、あと講評もあってこのところが悪いとか、あそこが悪いとか徹底した訓練があったけど、今は勤めて5年になるけど1回もないということなんですよ。

先ほど特定と非特定の施設には2回以上、1回以上というのが義務づけられているという、そして届け出があって119番があるということですけど、事後報告がないということです。そして、要請がなければ立ち会わないということは、今の私が申しました、ある製造会社ですけど、そのようなこともあるわけです。

果たしてですね、これ届け出るんですけど、例えば20年度、特定施設、非特定施設は何件あって、届け出た施設は何件か、まあ、届け出ない施設でもいいんですけど、何件かというのをちょっとお知らせいただきたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 訓練実施の内容についてお答えをいたします。

現在、市内には防火管理者、先ほど申しました防火管理者の選任が法的に義務づけられております特定防火対象物が475施設ございます。その他の防火対象物、俗に非特定防火対象物と申しますけども、この施設が328施設ございます。このうち訓練について事前に通報がされていない施設につきましては、先ほど平成20年と言われましたので、平成20年の実績で申し上げますと、特定防火対象物が475施設中95施設、非特定防火対象物が328施設中253施設という状況でございます。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 消防法で義務づけがされているにもかかわらず、消防法に違反してとんでもない数字ですね。非特定施設では328のうち253という方が訓練をやってないと。そして、特定の場も95と。特定と言えは今回被害を受けられた老人施設や病院とか、そういうところが含まれると思うんで、要介護施設というのが含まれるんですが、こういう届け出がない施設についてどのような徹底をされているか、ちょっとお尋ねいたします。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 訓練の確認ができていないと、こういう施設に対する対応はどうかということでございますが、消防本部ではすべての防火対象物につきまして、年間の査察計画を策定しております。この査察計画に基づきまして立ち入り検査を実施しております。この立ち入り検査の際にその他の法令違反を含めまして訓練の実施がされておらなければ、訓練の実施及び事前の通報について文書による指導を行っているところでございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 特定施設なんかは、本当、人の命を預かっているところなんですよ。それが20%もやってないと。本当に恐ろしい話です。文書ではなく直に出向いて、そのくらいの指導はぜひやっていただきたい。なぜなら人命がかかっているということです。

それで、先ほど消防長が言われたように、立ち会いは義務づけられてないということですが、立ち会いについては防火管理者の方が対応をされるということですが、防火管理者の方というのは、申しわけありませんが、ほとんどがペーパーですよ。講習等を受けられ、資格が得られるわけなんですよ。で、実践論となりますと、本当にこれから必要なのは実践論なんですよ。実践論になるとまずどうかなって、私は少し疑問を感じております。

まあ義務づけられてはいないかもしれませんが、しかし防府市は今回のような大変な災害を受けたというのは、これは事実でございます。現実であります。ぜひこれを教訓として、私は全部とは申しませんが、市内の土砂災害警戒区域内にある特定施設、老人ホーム、または病院、その要援護者を抱える施設については、要請があろうがなかろうが、最低でも年に1回ぐらいは消防署員の方に、大変人数が少ないと聞いておりますけど、ぜひこれも命を預かるという任務の一線上にある話です。今回7人もの尊い命

が犠牲になりました。ぜひ教訓として、もう出向いて行って、私たちがちゃんと指導なり、講評なり行きますという体制を組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 訓練の立ち会い、指導についてお答えをいたします。

消防本部といたしましても、今回の災害における貴重な体験、これを十分に踏まえまして、これをまた教訓として、訓練の実施の徹底と指導に向けて、今まで以上に積極的に取り組みたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 今、これまでそういう施設の避難ということでちょっと触れてまいりましたが、ちょっと今度は市民の自主避難ということに触れてみたいと思います。これも、先般あるテレビで、群馬大学大学院の片田敏孝教授とおっしゃるんですが、この方が大変いい話をされておりました。片田教授によりますと、より防災を高めるため、今、防災情報の変換期であるということ強く言っておられました。今、防災情報の変換期であると。

で、日本の防災情報の現状はどうかという話の中で、野球で例えればピッチャーとキャッチャーを例えられました。ピッチャーは行政であると、キャッチャーが市民、住民であると。そして、ピッチャーが情報という球を投げ、キャッチャーがこの球を受け取るという、こういう今、情報の関係ができています。これが、大変大きなネックになっているということを言われておりました。

というのは、受けて、受けて、受けている間に市民は情報待ちという態勢ができています。極端に言えば情報依存症ということになっております。その結果、災害での情報を減らすことの大きな障害になっていると。100人亡くなられるところを10人で済ますと。10人をゼロにするという部分の中で、もう依存症は脱皮し、自分で自分の命を守るんだと。つまり、率先避難者となることがこれからの究極の防災の姿と、ということ強く言っておられました。

とにかく異変を感じたら、とにかく率先して、私だけ助かればいいという気持ちを持ちなさいと。大変極論でございますが、今私も市民の方にこのことを話して歩いております。私だけが助かればええ、自分の命だけ助かればええという思いでやりましょうやという話をしております。つまり、そこの地区に5軒の家が連たんしておったと考えて、5人の家族の方が、それぞれが私が助かればいいということになれば、全員助かると。いち早く率先避難者になるということにつながると思います。

そして、行政の情報についても、とにかく空振りであったら外れたじゃないかと文句をいう人が多いと。今回も災害後、数日後に2万数人という方を対象に避難勧告が出ました。いろんな意見を聞きました。何にもなかったじゃないかと。どうかいや、何かいや、すぐすぐ出しゃええというもんじゃないでよという話もたくさん聞きました。外れたじゃないかという文句が多いんですが、何もなかった、よかったねと思えるような、我々市民もそういう態勢を、心構えを持っていかなければいけないということを言っておられました。そして、どちらの繰り返しで、最後に、逃げてよかった、あのとき逃げておけばよかったの最後の1回になるかということをよく考えていただきたいということを言っておりました。

もちろん行政の情報体制も、先ほど申しました、十分な充実を図っていただきたい。しかし、我々市民も、この災害を機に、我々の身は我々が守るんだという意識も持たなければいけないというの、これは事実だと私は思っております。

そこで、いろいろ市はいろんな避難マニュアルとか、いろんなものを、ハザードマップというものをつくる。それは、ハザードマップは自然災害が起こるだろうという地図と、そして避難場所、経路を示したものであって、先ほども申しましたけど、被災者、本当にこわい目に遭った方々がたくさん今いらっしゃるわけです。その人たちも、先ほど言いました検証委員会を設けたらという話は、そこにつながるわけです。その人たちも、まず起こる前、起こったとき、起こった後、一番起こる前、どうだったかという部分に着目していただいて、とにかくいち早く逃げようよと、率先して逃げようじゃないか。市民一人ひとりが率先避難者になれば、これはもう市の情報も余り必要ではないと。極論で言えばそうなると思います。

そこで、行政ばかりがいろんなマニュアルをつくるのではなくて、今、検証委員会を設けて、ちゃんとした、今度は市民向けの率先避難者マニュアルなるものをつくっていただいて、市民にそういう意識を高めてもらう、認識を持ってもらうと。そしてそういう意識を高めていただくということをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 結構な提案というふうには思っております。ただ、異変とか、こういったものについては、やっぱり地域に住んでいらっしゃる方が一番長年住んでいらっしゃるから感じていらっしゃるだろうと思います。そういった方のお話を聞いた中で、そういった情報を提供できるマニュアルといえますか、これができればその該当地区にお配りして、ある程度御自分で事前に判断いただくということは必要だろうというふう考えておりますから、またこれにつきましても検討する価値はあろうというふうに

考えております。

副議長（安藤 二郎君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） どうも言葉の、僕、意味がよくわかりません。検討する価値があるという、何と寂しい答弁です。そうではなくて、ぜひ検討して、取り組んでみたいと。これは、市民の命を守るために行政が行ってくださいと、僕は言っているんです。そして、市民は自分の命を守るために率先避難者になろうと。これが今から一番僕は大事なことではないかと思っております。

それと、これ、行政のことなんですけど、私は高校時代に野球をやっておりました。バッターボックスに入って、見逃しの三振をすると、見送りの三振をすると監督さんからこっぴどく怒られたんです。振って帰れと。ベンチに帰った途端、もう一遍行ってこいと。行って、バッターボックスに入って振って帰りました。

災害において見送りというのは大変こわい結果が起こるわけですよ、災害において。でも、三振があってもいいわけですよ。幾ら三振してもいいんです。恐れず、もっともっと自分たちが勇気を持って、早目の情報を提供できるように、職員さんの心をですね、気持ちをぜひ変えていただきたい。先ほど申しました、何もなくてよかったねというのと絡み合えば、何もなくてよかったんですよ、最後の結果がですね。ということになると思いますので、ぜひそういう面もしっかり肝に銘じていただきたいと思います。

最後になりますけど、先般、被災地で、あるお年寄りの方が、私に、これから10年、20年とたったらこの災害のこともみんな忘れ去られるんじゃないかと。大変なんか危惧されるというか、心配されるような発言をされておりました。心配することはありませんよと、私は言いました。のどもと過ぎればと、過ぎなければいけないものもありますけど、過ぎてはいけないものが今回の災害ですよ。先般、同僚議員、私が思っていたことと全く同じことを言っていたかまして、本当にうれしく思っているんですが、7月21日から1週間を防災強化月間として、防災訓練や市民の災害意識を高めるなどの、イベントを行ってはどうかということでありました。

そこで、私はぜひ、まず7月21日を防府市の防災の日、9月1日に全国の防災の日というのかございます。しかし、7月21日を防府市の防災の日と定め、それから梅雨前に強化週間というものを設け、備えようではないかと。いろんなことをみんなで話し合っ、このことを思い出して一人ひとりが防災に対する認識を高める。そして、ただペーパーだけではなく一番大事なのは実践です。避難訓練をやるという、とにかく逃げる訓練をやるということが私は、この日を機に防災の日ということを決めて、この悲惨な災害を教訓として継承していったらいいかと思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先般も御答弁で申し上げたかと思うわけですが、私も全く同感でございます。7月21日を防府市防災の日と条例で制定をして、そしてその1週間をさまざまなイベントができるような、そういう週にしていきたい。まずは、7月21日を防府市防災の日としていくことで、検討に既に入っておりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

副議長（安藤 二郎君） 以上で、22番、三原議員の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 次は、19番、重川議員です。

〔19番 重川 恭年君 登壇〕

19番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。質問に先立ち、さきの豪雨により被災されました方々に対し、改めて御冥福、お見舞いを申し上げます。

さて、防府市におけることしの夏は異常気象と言われる集中豪雨により、悲惨で、非常に悲しく、また寂しい夏でありました。例年にぎやかに開催されておりました防府まつりの総踊り大会、港におけるカッターレースなど、催事の中止、また天満宮の誕辰祭での花火大会、さらには市民体育祭の中止など、市民が憩い、楽しんでおりました諸行事の中止等であります。しかし、いつまでも悲しんでいてはなりません。復旧・復興に向けて元気を出さなければならないと存じております。ぜひ、未曾有の豪雨災害や各種行事の中止などにくじけることなく、市民の皆様が元気と勇気を出してもらい、安らぎと潤いのあるまちとして、このふるさと防府が発展していきってもらいたいものと念じております。

そこで、1点目の質問をさせていただきたいと存じます。かつて、緑町にあります防府市公会堂の時計台から定時にメロディーチャイムが流れていたように記憶しておりますが、いつのころからか鳴りやんでおります。市民の皆様方にとってこのメロディーチャイムは心の安らぎと憩いをはぐくんでいたのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

合わせて、時間的、時刻感覚も目覚めさせていたのではないかと考えているわけですが、いかがお考えでしょうか。現在、鳴りやんでおります経緯なり理由、そして市民に勇気と元気、そして安らぎ、憩いを与えるために復活されたいかがかと存じておりますが、執行部の御所見を賜りたいと存じます。

次に、大きい2点目の質問項目であります。災害に強いまちづくりについての質問をさせていただきます。

ただいまの9月議会における一般質問をする議員は、私を含め17名であります。その

質問要旨を拝見させていただきますと、12名の議員が災害にかかる事項をそれぞれの立場で質問をいたすことになっておられるわけであり、質問されております。その12名の中では、私が最後の質問者であろうと存じております。今まで、同僚議員がそれぞれの立場や観点から御質問をされておりますので、今回の豪雨災害にかかる件については、簡潔に、私の感じた諸所見と要望、そしてお尋ねをいたしたいと存じます。執行部におかれましては、同僚議員と重複する部分や所見等で時間差もあろうと存じますが、何とぞ誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

さきの集中豪雨にかかわる降水量、防府市消防署南主張所の位置であります。これを災害前日の7月20日月曜日午前零時から時間系列で追ってみますと、当日の5時までは降水量ゼロとなっております。そして6時、0.5ミリ、7時、4.5ミリ、8時、1.4ミリ、9時、6.5ミリと推移し10時、11時はゼロとなっております。続いて昼12時に1.6ミリ、13時に1.4.5ミリ、それ以降14時から24時までの10時間では0.5ミリということで降っておらないに等しい状況であります。

それから、翌21日火曜日、あの災害当日に入るわけですが、零時から4時までは降水量ゼロ、5時から降り出しましてこれは1ミリ、6時、7.5ミリ、7時に38.5ミリと多くなってきております。そして8時、2.4ミリであります。このころから私の住んでおります右田玉祖地域でも出水が増してきておりました。そのような中であって市が災害対策本部を設置されたのが8時30分であります。その後、9時には63.5ミリという記録的降雨量であり、10時、25.5ミリ、11時、1.9ミリとなって、私の居住区でも、一たん引いたかにみえた取水がまた増え、浸水家屋も出てまいりました。12時の4.9.5ミリで再び増水、冠水、浸水し、13時以降、降雨量の減少に伴って水位は下降していったという経緯をたどっております。

このような状況下で、正午前後に右田勝坂、田ノ口方面、小野、奈美、真尾地域方面の土石流災害発生となっており、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられたのであります。

私は8月11日開催の臨時市議会で、市長の行政報告に対し、今回の大災害を詳細に検証し、また教訓として、速やかな復旧・復興に努めてもらいたいとの要望をいたしておりました。まだ、当日から日も浅く検証の暇もないと存じますが、今回の大災害を教訓にして、今後どのように災害に強いまちづくりを進めていかれる方針なのか、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 1点目のチャイムの設置につきましては、教育次長から後ほど答弁をさせていただきます。

私からは、災害に強いまちづくりについての御質問にお答えをさせていただきます。

7月21日、早朝から降り続いた雨が1時間雨量70ミリを超える猛烈な雨となりまして、ほぼ同時刻に発生したと思われま土石流により、小野、右田、大道地区が同時多発的に大きな災害に見舞われるという、過去に経験したことのない未曾有の大災害となりました。

まず、総務課、災害対策本部において災害通報の対応や大規模な土砂災害の発生により情報が錯綜するなど混乱し、情報の伝達、確認がうまくいかないという不手際が生じたことは、既に申し述べておるところでございますが、反省すべきものと考えております。今後は情報収集と整理のより効率化を図り、また迅速で正確な情報伝達を行うよう努力いたしてまいりたいと思っております。

御質問の今後の本市の防災体制の強化ということでございましたが、現在、総務課に防災対策室を置きまして、専任1名、兼任3名で業務を行っております防災関係の業務につきまして、既に申し上げておることでございますが、本年10月、総務部内に防災対策を専門に行う（仮称）防災危機管理課を新たに設置する方向で検討いたしておりますし、防災専門分野の専門員を嘱託職員として採用し、さらに各部からの応援体制も充実させて、災害に対し全庁挙げて取り組むことによりまして、市の防災体制の強化充実を図ることといたしております。

なお、今回の一般質問で御提案のありましたこの豪雨災害のさまざまな教訓を後世に伝えていくために、今回の大災害において受けた被害の実態や、今後の防災の課題を整理検証する意味でも（仮称）災害記録誌などを取りまとめることも検討いたしておりますし、先ほどの御質問でもお答えをいたしましたが、7月21日を防府市防災の日と制定をしていくべく、検討に入っているところでございます。

以上、申し上げましたように、今回の集中豪雨による災害対応につきまして、全庁的に検討を行いまして、これらの結果を検証しまして、今後、災害に強いまちづくりの構築に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。

今議会におきまして、多くの議員さんから災害に関する御質問をちょうだいしたところでございますが、議員の御質問が最後でございます。この件につきましては、最後でございますが、ここで改めて7月21日の集中豪雨によりお亡くなりになられました皆様の御

冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に改めて心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 答弁ありがとうございました。それで、今市長のほうから答弁いただきました防災専門部署の設置、あるいは、課題を継承する防災誌の作成、それから全庁的体制で今後、取り組んでいくと、こういうソフト面の充実もあると思いますが、今までいろんなところの水防計画、これにのっとる重要水防箇所というものがあると思うんですよね。それによりますと、河川の関係、あるいは海岸の関係、それから地すべり防止区域、危険ため池、山地災害危険区域、土石流災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、あるいは土砂災害警戒区域、こういうものがあるわけでございますが、今後こういうものに対してどういうふうな取り組みをなさっていかれようとしているのか、わかれば御答弁いただきたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、各危険箇所の整備が今後どのような計画で行われていくかということでございます。

今回、特に土砂災害という面で非常な被害をもたらしました溪流等の整備につきましては、基本的に国・県のほうで、今後、整備が早急に進められるというように聞いておりますし、またこの実現に向かって市のほうでも十分協力しながら、また要望をしていきたいというふうに考えております。

また、引き続き河川等につきましても、佐波川をはじめ県管理の河川、市の準用河川等も含めまして、整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 今、御答弁いただきました。それで、私が今質問いたしました、河川関係から始めて、山地災害、土石流災害、急傾斜地、危険ため池、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、こういうものが事細かに防災計画の中に書き込んであるんですよね。これのトータルというか、箇所数というのはどのぐらいあるんでございますか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 大変申しわけございません。それぞれの箇所数を足した、今ちょっと数字は持っておりません。また、お知らせをしたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君）　そういうところを常にとというか、日ごろからこういうところがあるんだということは、これは各課にまたがるんで、なかなか難しいと思うんですけども、いざこういう災害対策本部が置かれたという状況の中では、お互いが認知しておかなければ、いろんな問題に対応できないと思うんです。ですから、そういうことについては日ごろから十分認識しておいて、こういうところがあるんだということを認識しておいていただきたいと思います。

市も毎年職員の異動というものがあるんですよね。4月1日で異動する、そうしたらもうすぐ梅雨時期に入る、大雨、洪水、こういうものはすぐ異動と同時にその時期に入ってくる。そして、何かあったら災害対策本部なり、準備態勢に入らなけりゃいけない。そうすると、これはプロジェクトチームでございますので、全く経験のない、あるいはいろんな職員が入ってきて、そのプロジェクトチームをつくるわけですから、ソフト面でいきますと、その訓練を日ごろからやっておいていただきたい。毎年、やってもらいたいということを要望したいと思いますが、その辺についていかがでしょう。

副議長（安藤 二郎君）　総務部長。

総務部長（浅田 道生君）　職員の異動につきましては、定期的に4月の1日ということで実施をいたしております。今、御指摘のように、4月の異動で新しくその業務についたということになれば、当然、その経験は伴っていないというのも現実の話であります。そうした中で、先ほどからと申しますか、今までも御答弁申し上げておりますように、現の防災対策室、専任は1名でございましたから、もしこれがかわればということになれば、当然事務引き継ぎがございますが、経験というのはなかなか引き継げないということもございますので、今度、仮称でございますが、新しい担当課をつくれれば何人かの専任がつくということになりますので、その辺は、今までよりは少しそういった面の継承ができるのではないかと申すように考えておりますので、今後、そういった対応でしていきたいと思っておりますし、訓練につきましては毎年必ず防災の日には、前後には訓練はやるということといたしておりますので、それで何とか経験のない職員はそういった場を経験さすということは非常に大事というふうに考えておりますから、今後もそういった訓練については継続もしていきたいし、中身も充実をしていきたいというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君）　19番、重川議員。

19番（重川 恭年君）　今後は防災専門部署が設置されるということで、また、人的にも充実されるという中で、そういうことを十分にやっていただきたいという要望をいたしておきます。

私も災害当日、あるいは翌日、地域を見回ったり、あるいは避難所に行ったんですが、

大変避難所も混乱しておりまして、避難された方も気が立っているというか、いろんなことを市の職員さんにおっしゃってありました。

私も市役所に40年おりましたので、地元の避難者、おっしゃることもわかります。また、市の職員さんの気持ちもわかります。その中で、市の職員さんには大変よくやってもらったというお褒めの言葉もいただきました。しかし、反面、ちょっと対応がどうかなどという部分も見受けられたわけですが、それはさておいて、私、8月11日の行政報告の質問のときも言ったと思いますけれども、市民の方々から大変、要望というか、お願い事というか、こういうことをいただきました。壇上で申し上げましたように、タイムラグはあるんで、その後、検討・処理されて解決したものもあるだろうと思いますけれども、ここで一つ一つ質問していくということじゃなしに、まとめてそのときの、まあそれ以降も、避難所が解散するまでの間に言われたこと、ありますので、また参考というか、今後の解決についてよろしくお願いしたいと思います。

まず、電話をするとたらい回しというか、要は、先ほど言いましたように、突然の災害対策本部を設置してのプロジェクトチームでございますので、今回はまた台風とは違って突然に襲った豪雨ということで、これはわからないわけではないんですけれども、電話がとにかくあちこちに回されると。もう被災者、避難者はそのときは自分のことで精いっぱい、そのときにまた電話がころころ回されると、こういうことのないようにしてもらいたいというのが……。そして、まず責任者というんか、私、これもまた難しい問題ではあるんですが、窓口一本化というものがそういう体制ができたときに、つくってもらえないかと、こういうことございました。河川に回ったり、農業農村に回ったり、林務のほうに回ったり、総務に回ったり、企画のほうに回ったりと、こういうことございますので、今後の、やはり専門部署ができるようございますので、検証と合わせて、そういうことを解決できるようにしていただきたい。

それから、先ほど市職員のことには言いました。市職員、大変よくやっていただいたと。が、しかし一部には……。これはお互いの関係でございますので、当然、もうみんな自己中心になっていらっしゃる、その中であってどう解決するかというのはなかなか難しいんですけれども、そういうこと。

それから、これは同僚議員も何回もおっしゃってありましたが、同報系の防災行政無線でございますね、これ1億6,000万円かかっておりますが、この運用方法というか、この辺について検討していただきたいというような声。

それと避難者、地域住民も含めてでございますけれども、役所から全然情報提供というものがなされないということで、私も代弁して、こちらへ電話いたしましたけれども、な

かなか情報が出せないというようなこともございまして、ある地区におきましてはもう全戸全員が避難されている。で、そこにはこのようなときに悪いやからがおって、盗難、窃盗、そういう泥棒に入られる家、こういうものが出てきておったわけですが、自分のところの状況はどうなっているんであろうか、写真を出してもらいたいという、これは航空写真があったはずでございますが、最終的には出していただきましたけれども、全員が、だから自分たちはもう逃げてきておるんで、その周辺の状況は、どこの山がどうなっておるのか、そういう、これだけではないんですが、役所側の情報提供をしてもらいたいと。

それから、これも解決しているかどうかわかりませんが、同僚議員の質問の中で説明会を地元で開催をされたということの回答もあったと思うんですけども、今後の復興・復旧計画に対する地元説明会を、現地でやってもらいたい。被災を受けた地区、至近のところでもやってもらいたい。なるほど市のほうからいろんな書類が届いている。それは懇切丁寧に書いてあるけれども、なかなか内容が十分理解できない。これは、親切にしておらるけれども、そこでやはり質問をして、それに対する回答なり、中身の事細かな回答というか説明がいただきたいという要望がございました。

そういうようなところであって、今回の災害は想定外、予想外であったということは私も十分理解できます。しかしながら想定外のときにこそ対処する方法を心がけて対応を可能にしておくことこそが、危機管理というものであるというふうに思っております。

災害はもう当分ないだろうと、今回のようなことも200何十年ぶりとか聞いておりますが、当分ないだろうということではなく、いつ起こるかわからないという覚悟で備えをしておかなければならないと思います。

それで、今、いろんな地域の要望というか、ということは、終わりますけれども、私も市役所におるときに水防本部というところに詰めたことはございます。これは、水防法によって水防計画を本市はつくらなければいけないということになっておりますが、水防組織というか、これはどういうふうなことになるのか、お尋ねをいたします。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 水防計画の中身ということでございますが、これはもう水防法に基づいて設置をするということになっております。中身につきましては、いわゆる読んで字の如しで、水に対する対応ということになるわけでございます。中身的な対応につきましては、その災害対策本部でやっている業務と、内容的にはほぼ変わらないというふうに考えておりますが、詳細、今、手に持っておりませんので、御容赦願いたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番(重川 恭年君) 今、総務部長からお答えいただいた災害対策本部の組織とほとんど同じでございます。そのとおりでございます。それから内容についても、組織についてもほとんど同じかと思えますけれども、その水防計画が定められている中で、ちょっと私なりに理解しておりますのは、水防本部、対策本部ができるまでと、災害対策本部が設置された後のことがあるわけですね。水防本部未設置の段階では、会議体制として、第1警戒体制というものがあるわけですね。その第1警戒体制では情報班体制、それから警戒配備班体制という2つに分けられるんですね。その基準は、市内に大雨、洪水の各注意報の1つ以上が発表されたときとあります。

これを先ほど壇上で述べた時間雨量と各注意報、警報などと照合していきますと、7月20日に既に注意報が発せられておるんですよ。7月20日8時50分に、20日ですよ、これ。7月20日の8時50分に大雨洪水注意報が発表されております。それから、11時49分に大雨警報、13時18分に洪水警報、17時18分に洪水警報、18時40分に大雨注意報、警報から注意報に格下げになっております。この7月20日の段階ですね。

そういうことで、この前段階の災害あるいは水防対策本部の前の段階に入らなければならない。それから、7月21日午前の4時18分に大雨警報、洪水注意報、雷注意報が下関の气象台から発せられておりますので、水防計画で定める水防本部未設置段階における第1警戒体制の中の情報班体制はとられておったのはよかったかなというふうに思います。さらに、警戒配備体制として、情報班体制設置後1時間雨量が10ミリに達した地域が発生するか、または先行雨量状況等というんですから、7月の20日からずっとでしょうね。先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示するか、あるいは市内に大雨、洪水、または高潮の各注意報の1つ以上が発表されたとき、情報班体制から高度の配備に迅速に移行するというふうになっております。

そして、今度は注意報から市内に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雨または波浪の各警報の1つ以上が発表されたとき。例えば、局地的豪雨の場合とあり、災害応急対策にある部課で水防本部体制に移行する体制とするとあります。で、ここまでが水防準備体制というものでございます。災害準備体制というものでございます。ですから、その各本部設置の前にやることでございます。

ですから、準備体制というものは私はこれから、先ほど市長、壇上から御答弁いただきましたが、これがまた大切なことであろうと思っております。水防本部の設置は、県の水防本部から、洪水または高潮のおそれがあるとの気象情報の通知を受けたとき、または水防管理者が必要と認めるときから設置し、水防非常体制をとる。その基準時期は市内に大

雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが発表され、市内に相当規模の災害が発生し、または発生のおそれがあるとき、その他状況判断によるとなっておりますので、ぜひ今後は水防本部、災害対策本部、その前の段階で、設置基準にあります準備体制というものを拡充していただきたいということを要望いたしておきます。まだちょっとありますが、この項はこれで終わります。

副議長（安藤 二郎君） それでは、引き続き、市民に安らぎのチャイム復活について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 市民に安らぎのチャイム復活をとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、日常生活の中に音楽があることは心に安らぎや憩いとともに、潤いをもたらすものであると考えております。

本市では、昭和35年の公会堂完成以来、時計塔から朝6時と夕方6時の2回、「朝はどこから」や「アニーローリー」等のメロディーを時計と連動したチャイムで流しており、市民の皆様が親しまれていたところでございます。朝夕のチャイムは、周囲に時計塔を遮る建築物がない時代には、かなり遠くからでも聞くことができ、毎日、正確な時刻をお知らせするとともに、そのメロディーは多くの市民の胸に今も懐かしく残っているのではないかと思います。

しかしながら、周辺の建築物の高層化や市民の皆様の生活様式の多様化に伴い、遠方まで時刻をお知らせするために大音量でチャイムを流すことについて、次第に苦情が寄せられるようになり、平成の初めごろに、設備が老朽化したこともあって、やむを得ず廃止したところでございます。このような経緯から、公会堂時計塔のチャイムに限定して考えた場合、残念ながら復活は困難と判断しておりますが、一方で、御指摘のとおり毎日の生活においてメロディーにより時刻をお知らせすることは、市民の皆様が日常生活にリズムを刻み、心の安らぎを感じていただくために効果的であるということも十分認識しております。

したがって、個々の施設だけで対応するのではなく、全市的な取り組みにより復活できないか、今後、市長部局とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） ありがとうございます。これから検討していきたいということでございますので、ぜひできる方法で、実現するような方向で検討をお願いしたいと思います。

そこで、提案ですけれども、今、消防本部のほうでサイレンが、たしか12時ですか、

鳴っておりますよね。それをこのチャイムに、公会堂の施設は老朽化しているということですが、それをチャイムにかえるというようなことはできないのかどうか、お尋ねしてみたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） お答えをいたします。

消防本部のサイレンがチャイムにならないかということでございますが、この消防本部で運用しておりますサイレンは、消防庁で定めております消防信号として、いざというときに活用するために設置しておるものでございます。これ、今、12時にサイレン、鳴っておりますけども、これは作動確認のテストということで、時間を定め、毎日正午に吹鳴しております。

このサイレンは通信施設から遠隔制御しております。庁舎屋上に設置してありますのは、モーターサイレンでございますので、構造上、サイレン音以外の音色を発することができませんことから、メロディーチャイムなどの御要望は難しいものと考えます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでは、次に、消防本部は難しいということのようでございまして、それで私は、前に、防府駅が高架になったときに、列車が到着するたびに防府の何か曲、あれは何という曲でしょうか。「通りゃんせ」ですか、ここは何とかいうあれは、「どこの細道だ、天神様の細道だ」、こういう曲を列車が到着するたびに流してもらえんかという話をJRにしたことがあります。そのころはまだ国鉄からJRになったばかりで、JRのほうもなかなかかたくて、そんなものは流せないと言われたことがあるわけです。

それは別にして、同報系防災行政無線というものは1億6,000万円つきました。これが今回の災害のときにいみじくも、初めてサイレンが鳴ったり、伝達が鳴ったり、放送されたりということがあったわけですが、これで流すというようなことはできないか、お尋ねしてみたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） いわゆるメロディーを防災無線でというお話でございますが、私、聞いておるところによりますと、技術的には可能だということは今、伺っております。いろいろな経緯があって廃止したという経緯がございますから、これは皆様の御意見というのはやっぱり拝聴しなければ、踏み切るというのもなかなか難しいかもわかりま

せんが、そういった要望等であれば検討は可能でございますし、また、ある一面、今回の災害で同報系無線に関心がないといいますが、日ごろからああいったものが流れるんだということの一つの注意の喚起、これは定期的に流すことによって、それはそういった見方をすれば、それはそれである一面効果があるかなというふうに思いますが、それを定期的にとというのはちょっとこれは各、皆さんの御意見を聞いてみなければ、結論としては申し上げるといえることにはならないと思います。技術的には可能であります。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 同報系防災行政無線でございますが、災害時のときだけ鳴るんでなしに、先ほど消防長のお答えの中に、実際にサイレンが毎日、いざというときに使えるのかどうか、テストの意味で12時に鳴らしているというような答弁がございました。この、同報系無線も毎日テストして、災害時に使えるのかどうかということをやっておかないと、いざ災害のときに、もしか、万が一ということがあります。鳴らなかったらいけないんで、テストを毎日実施するというようなことで、執行部はよい知恵をお持ちの集団でございましょうから、ぜひそういう意味での御検討をいただいて、市民の方も、今、高層ビル等、建築物が建って苦情というか、その辺のこともあったように聞いておりますけれども、それはまた行政、執行部のほうではいろんなアンケートとか、それから意識調査とか、こういうものも得意でございましょうから、ぜひそういうものも含めて市民に安らぎ、憩いをはぐくむメロディーチャイムを実施していただけたらいいかなというふうに思っております。

で、ちなみにある市では、消防本部から6時、12時、夕方6時、9時、これ、メロディーが流れているそうでございます。これは市の名前を言ってほしいと言われれば言いますけれど、それは市の要請によって消防本部が流していると、こういうことでございます。その市は、また河川公園とか、それから市内にある公園でも流していると、こういうようなことも聞いております。9万5,000人ぐらいの規模で、面積は防府市の倍ぐらいあるんですが、440平方キロメートルぐらいの市なんですけれども、またそのほかのところでも、このメロディーチャイムというか、こういうものを流しているところもあるようでございます。

いろいろ聞きますと、「朝だ朝だよ、朝日が昇る」と、こういうものをチャイムで鳴らすと、今、高齢化がだんだん進んでおります。そしたら、お年寄りがすごく元気になれるかどうかしらんですが、朝、手足を動かしてというような話も聞いております。ぜひ実現できるようにお願いをしたい、検討をしていただきたいというふうに要望して、私のこの項の質問は終わりました。

副議長（安藤 二郎君） 19番、重川議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時 開議

副議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開します。午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。次は、25番、山下議員。

〔25番 山下 和明君 登壇〕

25番（山下 和明君） それでは通告の順に従いまして、壇上より質問をさせていただきます。

先に、7月21日、防府市を襲った豪雨災害によって14名の尊い命が奪われたことに関しまして、心から御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された多くの方々が一日も早くもとの生活に戻られることを念じ上げ、心からお見舞い申し上げます。

これを教訓にし、災害に強いまちづくりに議会、行政が力を合わせて取り組むことが我々に課せられたことだと感じております。

それでは、市民の安全・安心対策について質問をいたします。最初は、新型インフルエンザ対策であります。本格的な流行が既に始まっている可能性があるとして、舛添厚生労働大臣は8月19日、全国の定点医療機関からの情報を踏まえ、新型インフルエンザの流行入りを宣言いたしました。5月の初め国内感染が見つかり騒然となった新型インフルエンザ、6月に入り終息するかに見えていたが、その後も感染者は増え続け、9月に入り、新型インフルエンザの感染が急速に拡大しております。第35週の8月24日から30日の週には、学校などで発生した集団感染件数が1,330件に上っており、これは前の週の約1.5倍、厚労省が報告を取り始めた7月下旬以降、5週連続の増加となっております。また、8月23日から29日の1週間に、インフルエンザを原因とする休校や学年・学級閉鎖などの措置を取った小・中・高校、保育所、幼稚園は32都道府県278施設に急増し、1週間前の8県77施設に比べ3.6倍に増えています。9月1日から全国の学校で2学期がスタートし、感染が爆発的に拡大していることが懸念されています。

厚生労働省は8月の28日、国内における新型インフルエンザの予想される患者数の推移を発表いたしました。それによると罹患率を20%、例年の季節性インフルエンザの2倍程度とした場合、流行のピーク時期は明示していないが、ピークは9月下旬から10月上旬とみられ、最高で1日当たり約76万人の患者が発生し、ピークの入院患者は4万6,000人に上ると試算されています。

患者総数は罹患率20%で約2,500万人になる計算になり、無症状の人を含めれば国民の半数が感染する可能性もあると言われており、都市部などでは発症罹患率が30%を超える可能性も指摘されております。新型インフルエンザは18歳未満の青少年や小児に患者が多い傾向にあり、症状は季節性インフルエンザとほぼ同じで、治療せずに回復する人も多いということでもあります。

だが、喘息や糖尿病など持病のある人や妊婦らは重症化しやすい傾向にあります。重症化を防ぐ対策としては、ワクチンやタミフルなど抗ウイルス薬の投与が期待されます。このうちワクチンの必要量は5,400万人分とされ、現在国内メーカーで製造できるのは1,700万人分程度、しかも実際の接種は10月中旬以降からなる見通しで、このため国内製造ワクチンの接種の優先順位に関する検討が進められています。医療従事者、持病がある人、妊婦、小児らが優先される見込みで、9月中に正式決定され、不足分は海外から輸入する方針にあります。

県内では、萩市でアメリカ合衆国から帰国した女性が6月2日に新型インフルエンザと診断されたのが、県内第1例となり、7月9日には新型インフルエンザの患者2名が確認された広島市内の高等学校に同校の寮から通学している生徒で、自宅に帰省中に発症したのが防府市内での第1例となりました。第33週の8月10日から8月16日の山口県感染症情報センターの資料では、県内で新たに25人が新型インフルエンザと診断され、そのうち6人が防府市内の定点医療機関からの報告となっています。既に、どこでだれが感染してもおかしくない状況下であり、患者の急増に対応できる地域ごとの医療提供体制の確立が急務となってまいりました。

お尋ねいたします。新型インフルエンザ対策は行政の役割が大きく、万全の対応が求められます。ピークを迎えようとしているこの時期、正しい予防行動など、きめ細かな情報提供が急務であり、重症化を防ぐための危機管理が問われます。そこで、1点目として県内及び市内の新型インフルエンザ発症状況についてお伺いいたします。

2点目は、それらへの対応とインフル感染の拡大を防ぐための予防対策について、合わせてお伺いいたします。

次は、野犬対策についてであります。先般、市民の方より、野犬が群れをなしている。公園で子どもを遊ばせることに危険を感じた。桑山一帯に野犬が多いことについて苦情が寄せられました。後日確認しに参りました。桑山配水池付近で犬の姿は見えませんでした。山中で何かを追っているような光景でありました。中央町付近でも野犬らしき犬を何頭か確認できました。8月末の日中でありましたが、市役所4号館前の駐車場に6頭の犬の群れが目にとまりました。

野犬対策については平成18年12月議会において取り上げ、また昨年9月議会では、同僚の重川議員より同様の質問がされたところであります。平成18年の議会質問の際、市民から寄せられた野犬の苦情として一例を紹介いたしました。

再度紹介いたしますと、バイク走行中、野犬が飛び出し横転、骨折した。野犬にえさを与える人に注意したところ、反対にどなられた。新聞配達の方からは、群れをなしているのが怖いといった苦情の一例を紹介したところであります。人間の身勝手に捨てられた犬が野犬となり、時には群れをなし市民に不安を抱かせています。当然、これらの野犬たちは狂犬病予防注射を打っていません。

お尋ねいたします。野犬の捕獲業務は県の「飼犬等取締条例」に基づき、山口県防府健康福祉センターが捕獲を担っておられますが、市民からの苦情の多い野犬対策について、市として野犬対策はどのようなことを実施してきたのか、お伺いいたします。

2点目は野犬が多く生息する地域はどこなのか。

3点目はここ最近野犬が増えているのではないかと。野犬を増やさない方策と新たな取り組みはされないのか、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、新型インフルエンザ対策についての御質問でございますが、最初に防府市における新型インフルエンザの発生件数でございますが、感染の拡大に伴い、医療体制が変更され、山口県では7月17日以降、新型確定検査は必要な場合のみ実施されることになりました。したがって、現状では市内での正確な発生件数を把握することはできません。

しかし、発生状況の監視は不可欠でありますから、現在は全数把握にかえて定点医療機関でインフルエンザの動向観測が行われております。山口県では、71医療機関で実施されていますが、そこでの新型及び季節性インフルエンザの合計患者数が流行開始基準を超えているため、今、インフルエンザ流行期に入っており、防府市においても同様の傾向であります。

次に、防府市の対応についてのお尋ねでございますが、5月1日に、新型インフルエンザの市内発生時に備えた対策を検討するため、私を本部長とする危機管理対策本部を、また下部組織として健康福祉部次長を幹事長とする幹事会を設置し、新型インフルエンザ総合相談窓口を開始することや、市の役割などの確認を行いました。

6月2日には、県内で初の感染確認がありましたことを踏まえまして、関連各課の課長

補佐級の職員で編成します専門部会を開催し、各組織の役割や感染拡大の予防及び市民の方々への啓発方法などを協議し、現在までその対策を講じております。

なお、7月9日以降、市内に感染が確認され、8月末には流行期に入りましたので、市直営施設などには消毒液を設置しますとともに、市内の保育所、幼稚園、小・中学校等には緊急対応時に使用するためのマスクを配布し、感染拡大の予防に努めているところであります。

市民への予防啓発につきましては、市広報、ホームページ等あらゆる機会を通じまして呼びかけを行っております。

次に、今後の予防対策についての御質問でございますが、今回の新型インフルエンザは9月下旬から10月上旬にかけて流行のピークを迎えることが、厚生労働省の発表で想定されておりますので、引き続き国、県の情報を的確に収集し、市民へ適宜提供しますとともに、状況に応じて適切な対応を行ってまいりたいと存じます。

引き続き、野犬対策についての御質問にお答えいたします。本市におきましても、野犬に対する多くの情報や苦情が寄せられており、野犬対策につきましては県下各市町とも苦慮している状況でございます。議員御承知のとおり、狂犬病予防法では、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師である者のうちから、狂犬病予防員を任命して、野犬等を抑留しなければならない。また、予防員は都道府県知事が指定した捕獲人を使用してその野犬等を捕獲できるとしております。また、「山口県飼犬等取締条例」においては、県知事の指定する県の職員が捕獲、抑留できるものとしております。

このため、これら野犬に対する苦情や情報などにつきましては、その都度、防府健康福祉センターに連絡し、対応を強く要望しているところでございます。市では、防府健康福祉センターが捕獲作業を実施される際、要請があれば職員が捕獲に協力しております。

また、公園管理者といたしましても、公園利用者へ野犬に注意を促す看板と野犬にえさを与えないようお願いする看板を設置しております。しかし、すぐにそのほとんどの看板が壊されるという状況が続いたことから、防府警察署に被害届を提出するとともに、巡回のお願いをしているところでございます。

このように、野犬の苦情を寄せられる一方では、野犬にえさを与える人、捕獲を邪魔する人、おりをあけて逃がそうとする人、捕獲に抗議する人などもおられ、捕獲を困難にしているのも事実でございます。

次に、野犬の多い地域はどこかという御質問ございましたが、防府健康福祉センターからは、桑山周辺、三田尻港周辺、向島郷ヶ崎東周辺、多々良地区周辺、牟礼今宿周辺と伺っております。

最後に、野犬を増やさないための方策はというお尋ねでございますが、野犬の増加の原因は、飼い犬を捨てる行為とえさを与える行為にあると考えております。野犬を増やさないためには市民の皆様の御理解と御協力が必要でございますので、今後とも市広報などを通じ、啓発に努めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） それでは、新型インフルエンザ対策についてであります。インフル感染によって重症化に陥る可能性の高い方にとっては、大変、市民の不安は隠せないようであります。先に、松浦市長にお尋ねをいたします。発症のピークは少しずれて10月上旬からと見られております。新型インフルエンザ対策は、行政の担う役割が大きいとされておりまして、万全の対応が求められるわけでありまして、いつ、どこで、だれが感染してもおかしくない状況が時迫ってきておるわけでありまして、そうした状況下を迎えるに当たって、感染拡大、重症化を防ぐための情報収集、そして判断、指示系統の中樞を担うのが防府市であり、先ほど答弁でもありましたが、その本部長を務めるのが市長ということであります。

で、お聞きしたいのは、この役所内でインフル感染が蔓延して、機能が果たせず、公務がとまらないよう、まずは心がけて予防を重視していただきたいのでありますが、この役所内での予防対策については、市長、どのように取り組みをお考えなのかお伺い、まずしたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 役所内の感染に対してでございますが、当然感染をしないように手洗い、あるいはうがい、せきエチケット等は啓発をしておるところでございますが、仮に感染したような場合、その日に感染して調子が悪いというような場合には、マスク等も配れるような体制をすべてとっております。仮に、今おっしゃいましたように、多くの職員が感染していくというような場合には、今から職員課等々と検討してまいらなくてはならないとは思っていますが、まだ、ここを閉めようとか、閉めるというのは閉鎖しようとか、そこまでの体制はとっておらぬのが実情でございます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 確かに予防重視も大事であるということをもっと申し上げたかったわけで、しかし、いつ、どこで、だれが感染して、庁内で蔓延を起こすと。そうしたときに、機能がとまってしまう。その部署をいわば出てこいとは言えませんが、かわ

りにどなたかがその重要なポジション、課なり係を維持していかなければならないこともあり得るということで、そうしたときの対応も機能がとまらない体制も考えておいていただきたいなということで、まず、冒頭、質問いたしました。

次に、質問させていただきますが、感染すると重症化に陥る妊婦の方、そして乳幼児や基礎疾患のある市民に配慮しながら、流行の状況についての的確に把握して、迅速に情報提供できる、こういった体制というものは準備されているのでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） まず、重症化される方も当然なんですけども、全市民にもこれは啓発していかななくてはなりませんけども、まず予防啓発につきましては市の広報、またホームページ、市の施設にポスターの掲示などと、いろいろの機会を通じまして、先ほど申しました手洗い、うがい、せきエチケットのお願い。それと、発症時はマスクをつけていただくように呼びかけております。

また、妊婦の方に対してでございますけども、保健センターで妊娠届をお受けしたときなどに、乳幼児をお持ちのお母さんたちには、また乳児検診や育児相談などを通して啓発しております。

また、さらに成人、高齢者の方々には各種健康づくり教室やふれあいサロンなど、いろんな機会を通じまして、日常生活での注意事項、発症時の対応や受診医療機関の紹介などを行っています。

以上のように、あらゆる機会を使って啓発しているというふうに申し上げておきます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 特に、感染すると重症化に陥る方については、特段なやっぱり配慮を求めて したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新聞等でも医師の不足が懸念をされている自治体が22都道府県に上るといったような報道がありました。感染者の拡大に備えて山口県というか、防府市の、そうした受入医療体制というものはどうなのか、この点についていかがでしょう。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 医療提供体制につきましては、7月17日に新型インフルエンザ流行に向けての医療の確保にかかる山口県の対応方針というものが示されまして、外来診療につきましては、かかりつけ医などの一般医療機関において診療を行い、また入院ですけども、原則として自宅療養なんですけれども、重症患者は一般入院医療機関においても受け入れることとされております。

また、防府市におきましては、医師会の先生方の協力をいただきまして、県の方針どお

りの診療体制がとられております。

今後、県におかれましては新型インフルエンザの拡大に備え、医師会や感染症関係及び市、町などの医院で構成されます山口県新型インフルエンザ対策協議会を設置され、医療体制の運用指針を協議・決定される予定であると同っております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 今、外来のお話も御説明いただいたわけですが、例えば重篤化、重症化に陥った患者さんを受け入れる入院体制というものは、これは確立はされておりますか、大丈夫でしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今のところは問題ないとは思いますが、これから先、爆発的に増えるということも、可能性ないこともありません。そのときには、私ども市としましては、医療機関を持っておりませんので、県なり医師会のほうで何とか対応していただけるようなお願いをしていくというふうに思っております。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） そうしたところの、いざといったときの危機管理体制と申しましょうか、よく都心部では妊娠された方がなかなか入院できる病院がなくて、大変な事件、事故になったというケースもありますので、その辺も含めて考えながら、こういったことが起きたときに、きちんと対応ができる体制も考えておいていただきたいと思っております。

これも、考えられることだと思うんですが、医療機関でタミフル、またリレンザといった抗ウイルス薬が不足した場合、県の備蓄が即座に放出できるのか、この点についてはどのような見解になっておるわけでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） まず、国全体ではタミフルとリレンザ、これで約5,000万人分が確保されております。この量というのが、発生予想患者が2,500万人というふうに予想しておられますので、十分にあるというふうに思います。

それと、山口県の備蓄量は平成21年度は20万人分と聞いております。この件ではインフルエンザの流行状況や、治療薬の流通状況等を勘案して、必要な量を供給されるように調整されているようでございます。

仮に不足が生じた場合には、国との調整もありましようけども、先ほど、5,000万人分ございますので、十分可能というふうに思っています。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番(山下 和明君) 次に、小・中学校における休校などの措置の実施について伺いたいと思います。あわせて休校等の、学級閉鎖といったケースもあるかとは思いますが、そうしたときの終結、そして授業等の復活をさせる判断については、どのような体制になっておるのでしょうか。

副議長(安藤 二郎君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) まず、新型インフルエンザ患者発生に伴う小・中学校の休校等の判断基準でございますけど、判断基準につきましては県が示しておりまして、学校における新型インフルエンザ患者発生時の臨時休業の基準というものを示しております。これに基づいて対応することとしております。

その、基準の内容でございますけど、まず学級閉鎖は、学級内において新型インフルエンザの疑いのある患者が10%程度発生した場合を判断のときとしております。ここで、疑いのある患者とは簡易検査によりインフルエンザA型陽性者と診断された者、または医師からインフルエンザと診断された者をいいます。

次に、学年閉鎖につきましては、学年内において複数のクラスが学級閉鎖となり、感染が拡大すると判断されるときといたしております。最後に学校閉鎖、いわゆる休校でございますが、これは複数の学年閉鎖をし、学校内において感染が急速に拡大すると判断されるときとしております。

なお、いずれの場合も決定に当たっては、学校は学校医や保健所と相談の上、教育委員会と協議をして決定するということとしております。これに基づきまして、今学校におきましては、毎朝、全児童・生徒の健康観察というのをやっております、その結果、欠席者を含め、その報告を朝10時までに教育委員会のほうに報告するというふうになっておりますので、この情報をつかみながら、適切な対応を教育委員会としては学校と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

終結宣言という御質問でございますけど、このあたりにつきましては明確にはまだ指示されておりませんが、一度インフルエンザの疑いがある欠席の場合には一般的には5日間を出席停止というふうな形にしております。それが、各学校において終結をしてきた場合、それから市内の状況を見ながら、これは先ほどの危機管理の対策本部のほうで決定するようになるんじゃないかなと、今、思っております。

以上です。

副議長(安藤 二郎君) 25番、山下議員。

25番(山下 和明君) インフルエンザにおいて、学級閉鎖、そうした場合、その終結宣言、また授業を復活させるというその判断について、今、一番最初に、まだ指示され

ていないという言葉から入られましたけれども、やはりこのことは非常に大事だと思うんですけれども、具体的なそうした指示というものは、県教のほうから、そうした具体的な指示というものはいまだに本当はないのでありましょか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 申しわけありません。言葉がちょっと足りなかったんですけど、先ほど学校、休校の判断の基準を申しましたけど、これがクリアされたときに学校についてはいわゆる終息といいますか、次に、その判断基準が来るまでは一応通常になるというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 私の回路じゃよく理解できんですが、もう少し具体例を挙げて、この終結並びに授業の再開の判断はこういうことであるんだということを、もう少しわかりやすくお願いしたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） それでは、具体的に学級閉鎖の場合でございますけど、先ほど申しましたように学級を閉鎖する場合には、新型インフルエンザの疑いのある患者が10%程度発生した場合に判断をいたします。

したがって、1つの学級、インフルエンザで、学級閉鎖したものに付きまして、欠席が10%を下回ったときに学級閉鎖を解除いたしますので、この学級については通常の授業になるということでございます。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 次、行きます。先ほど答弁でもありましたけれど、保育施設、それと社会福祉施設などの集団感染の予防対策についてはどうでしょう。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） まず、保育所におけます集団感染の予防でございますけれども、市内の保育園の園長会議を6月に開催しまして、予防策や救済措置について研修や協議を行っております。さらに、今回、流行期を迎えるに当たりまして、国・県から予防対策についての通知がなされましたので、市においては再度各園に対し予防対策等のポスター掲示の依頼と注意を喚起する文書を送付し、児童や職員の集団感染に対する予防の徹底をお願いしております。また、この施設には先ほど申し上げましたが、緊急対策、緊急時用のマスク、これを全部配布しております。

また、社会福祉施設でございますけれども、これは厚生労働省のほうから通知が県へ届

きまして、県が社会福祉施設などの長あてに通知することで、各施設で予防対策をさせていただきようをお願いしております。

また、市といたしましても予防の方法などのポスターを作製しまして、社会福祉施設等へ送付いたし、掲示していただくとともに、施設の職員や利用者、また訪問者の新型インフルエンザ集団感染に対する予防の徹底をお願いしているところでございます。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） こういった施設においては、学校等々がなかなか同じ対応というものは難しい部分があるかとは思いますが。学校における休校につきましては、休業の期間ということで先ほど原則5日間をおとりになられる。それがいわば終結というか、ということで復活をさせるというか、いう判断であろうかと思えますけれど、やはり家庭内において、きちんとしたその辺の、体温が、熱が本当に下がっているのか、インフルエンザそのものが本当に終結状態にあるのかということは、ただ日にちだけで判断するのではなく、もう少し細かい対応をお願いをしたいところであります。

こういった保育施設とか、社会福祉施設というのは小さなお子さん、また高齢の方々が入所していらっしゃる施設におきましては、重症化、重篤化する可能性も高い施設でもあろうかと思えますので、こういったところにもしっかり配慮をお願いしたいと思います。

次に、季節インフルエンザの予防接種、通常、時期が来ましたら、その期間が定められておりまして、市広報にも載せ、掲載されております。その自己負担軽減策というものが、予防接種についてですね、自己負担の軽減が図られておるわけでありましたが、これはどのようになっているのか、お伺いします。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 季節性のインフルエンザワクチンの接種の公費負担ですけれども、現在は満65歳以上の方、及び満60歳から65歳未満の方のうちで、心臓、腎臓、呼吸器機能障害で1級の身体障害者手帳をお持ちの方に対しまして、毎年11月から2月までの間、接種料金の一部を公費で負担しております。そうしますと、個人負担が1,200円ちょっとぐらいになるということでございます。

また、生活保護の方に対しましては、今申し上げたことに該当されれば無料ということになっております。これが現状でございます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 実際に病院に支払う、医療機関に払うこの接種の1回分というのは幾らですか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 4,200円です。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） そうしますと、4,200円で公費で負担している部分が約3,000円近く負担をしていると、1件につきですね。これが季節インフルエンザの予防接種についてということでありまして、10月下旬から始まる新型インフルエンザワクチン接種に、1人2回で6,000円から8,000円程度の自己負担が必要と見られるといった内容の新聞報道がありますが、これは先般も同僚議員が質問いたしておりますが、これには生活保護世帯などの低所得者の負担軽減策として、自治体が助成するよう国が補助金を出すようにしております。

例えば、感染すると重症化に陥る方や高齢者には負担の軽減を図る、ワクチン接種を推進するという、そういう意味でですね、新型インフルエンザワクチンの接種に、季節インフルエンザ、予防接種同様の補助金を公費で、市独自の公費で負担することは御検討されているのかどうか、お伺いします。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） この費用負担でございますけども、先ほど議員さんおっしゃいましたように、国の方針といいますか、「生活保護世帯など」という言葉が使われてあって、それには補助金を出すから減額を下さいよというような指示であろうと思えます。この「など」のところは全然わかりませんので、当面、国の動向をちょっと見させていただきたいと、そういう状況でございます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 新型インフルエンザ対策につきましては、行政の役割が大きいと思いますので、よろしく対応のほうをお願いをしたいと思います。

次は、野犬対策についてであります。野犬の多くは犬が捨てられて、野犬化し、繁殖して集団化する場合が多いと言われております。指摘した桑山一帯にそうした状況が生じていると思われ。犬というものは群れをつくる習性があります。群れをなした場合、犬の苦手な人にとっては大変な恐怖であり、不快なものであります。野犬に関する苦情の件数は毎年どの程度寄せられておられるのか、苦情の内容はどういったものなのか、被害報告も含めてお伺いしたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 野犬の苦情の件数、それから内容、それから被害の報告ということでございますが、苦情の件数でございますが、平成17年度、180件、そ

れから18年度、221件、それから19年度、166件、20年、昨年ですが169件、それからことし21年度でございますが、これ8月末現在で79件という苦情がございました。

その中でどういう内容のものが多いかといいますと、野犬が多いということとこれ、ちょっと野犬をということではないのかもしれませんが、引き取り願いと。それから放し飼い、それから泣き声がするというので、これらが内容的には多いです。

それで、具体的に申しますと、公園にお孫さんを連れて行ったときに、おやつ、それから弁当を開いたときに、犬がついてきて周りを囲まれたと、非常に怖い思いをしたというケースが何度か報告されております。それから、公園を走っていて追いかかれたということ。それから、公園でほえて追いかけてきたとかということが公園内で起こっておるようでございます。

それから、被害の報告ですけれども、私どものほうにはかみつかれたとか、そういった直接的なけがをした報告等については受けていない状況でございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 野犬に子どもが追いかけられたりとか、そうした被害はあるけれども、実際に野犬がかみついたけがはないという報告であったというような一例をいただいたわけでありますが、しかし、毎年160から220件の多くの苦情が寄せられておりますが、この野犬対策というのは地域の協力が不可欠であろうかと思いますが、住民に対して理解と協力を求めるために、こういった手を打たれたのか。

先ほど、市の広報等でとか、県の防府健康福祉センターへのそうした対応の依頼をしておられるようでありますが、そうした地域住民との協力体制というのはいかがでしょう。

副議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 市民の皆様との協力体制でございますけれども、非常にこういった、先ほど申し上げましたように、苦情が大変、そういった形で、犬等に非常に恐怖を感じられる方、それから逆に犬をかわいがられる方といらっしゃるわけですね。その両方の方がいらっしゃいまして、そのあたりのところで非常に対策に苦慮しておるわけですけれども、例えばおり等設置してもそのおりをあけて逃がすとか、先ほども市長もおっしゃいましたように、おりをあけて逃がすとか、おりを持って帰るとか、隠すとか、そういったケースも出てまいりまして、非常に、県のセンターとも通じて、いろいろな手を打っておるんですけれども、非常に難しい。それから、えさを与えておりますので、そのおりの中のえさは食べないという格好で、中に入らないんですね。

そういった状況になりまして、これがもう悪循環の繰り返しになっておりまして、そのあたりで地域の皆様にはえさを与えてほしくないと、えさをやってくれるなど、かわいい、それから、かわいそうだという気持ちはわかるんですけども、そういったことはやめてほしいということで、看板、それから市広報、いろんな、インターネット等使って、いろいろとそういうところで啓蒙はしておるんですけども、なかなかそれに耳をかしてくれないというケース、それから隣近所で、片や野良犬をかわいがる、それから片やその犬を捕まえるといった、何か変な関係になっておりまして、非常に難しい状況になっておるのは事実でございます。

そのあたりも通しまして、何らかの形で、そういった、我々が間に入って何らかの対策をとらなければならないということは、現実に必要なだろうというふうに考えておりますので、そのあたりをまた自治会長さんにも集まっていたきまして、そういったことは検討してまいりたいというふうに考えております。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 先ほど市長からの答弁の中に、看板を設置するけれど取り除かれるというか、そうした被害も出ておるようですが、桑山公園一帯にどのくらい設置して、どの程度外されているのか、この点についてわかる範疇で。

副議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） これは、ちょっと最近は、私、今、都市計画関係におりませんのでよくわからないんですけども、2年前には6枚ぐらいつけたと、設置したというような記憶が残っております。その中で目につくところは全部のけられてしまったというようなこともございますので、非常にどうなのかなという気持ちは持っております。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 取り外すことができないような設置の仕方ということを考えてもらいたいと思うんですよ。非常に何か苦情が多い割合にはやっていることがどうも、へこさかになっているような気がしてなりません。

これ、市長に問いますけれど、野犬対策については積極的な取り組みを求める声とか、苦情というのは、先ほど、毎年さかのぼって報告いただいたように160件から220件くらい苦情が届いているわけですよ。しかも、この苦情の多くは防府市内におられる方がその苦情を寄せられておるわけでありまして、で、地区懇談会だとか、車座トーク等でもこういった話題というものは多く出てきているのではないのでしょうか。どうでしょう、市長。

副議長（安藤 二郎君） 市長。

市長（松浦 正人君） 地区懇あるいは車座トークで、必ずといっていいほど野犬対策についての要望とお尋ねは出てきておるわけでございます。先ほども生活環境部長が答弁いたしました、看板の内容も変えてより具体的に、よりわかりやすく、より大きくしているようなものも、図案も変えて、やったりもしたわけでございますけども、今度は壊されてしまうとか、いろんな形になっているわけでございます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） これほど、どうですかね、苦情の多い野犬対策として野犬対策費というものは、財源というのはどうなっているんでしょう。

副議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 野犬対策としての市の予算でございますけれども、特に対策費として計上したものはございません。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 捕獲業務が県の防府健康福祉センターだと。で、市としては市広報にPRということで啓発しておられるようではありますが、やはりこれだけの多い苦情が寄せられている背景があるわけでありますので、市として予算、財源はこの対策のために必要ではなからうかというふうに思うんですが、どうなんでしょう。そうした費用というものは法的に、財源というものは設けることができるのかどうなのか。

副議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 冒頭から申し上げておりますように、捕獲、保護といった野犬等保護につきましては、県のこれは固有の事務であるというふうに我々とすれば考えております。

それで、野犬としての対策、市としての予算でございますけれども、やはり予算を大々的に組むとするならば、そういった啓発、そういった形の中での予算の組み方だろうというふうに感じております。市の施設といたしまして、公園等啓発でございますけれども、そういった形の中で予算を組むことは今から可能であると思っておりますけれども、それと同時に施設の管理者といたしまして、我々としては例えばこの桑山公園等について野犬がたくさんいるという情報は持っております。

その情報の中で、市の職員をして野犬を保護するというか、そういった形の行動は年に何回か持っておるわけです。なかなか、子犬等がつかまる程度で、成犬はなかなか捕まえるにくいというのが、これが事実でございます。そのあたりは施設の管理者としても努力していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 新たな取り組みとして、捕獲は、これは業務上別として看板、要するに簡単に取り除けないもの、そして本当にそういったことが大切なんだという、要するに内容ですかね。そうした内容のものを考えられて看板を全部のけられるから云々でなくて、何度も何度も啓発に努めていただきたいと。こういった新たな、市としてできる範疇があるかと思しますので、積極的に新たな取り組みをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私どもの先ほどの発言に誤りがございましたので訂正させていただきます。7日間と申したのは患者の出席停止期間でございまして、休校等につきましては原則5日間というふうにされておりますので、ちょっと私、7日間と言ったのは、患者個人の出席停止期間でございまして、申しわけございません。訂正させていただきます。

副議長（安藤 二郎君） 以上で25番、山下議員の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 次は、11番、田中敏靖議員。

〔11番 田中 敏靖君 登壇〕

11番（田中 敏靖君） 平成会の田中敏靖でございます。9月議会最後の質問者となりました。ここで改めて7月豪雨災害でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたすとともに、災害を受けられた方々にも心からお見舞い申し上げます。

これまで多くの議員が災害について質問され、市長をはじめとする執行部の初動態勢が悪いとか、職員の働きが悪いとか苦言が目立ちました。

ところで、私たちも人から苦情を言われぬような完璧な行動ができたか疑問に思います。行政と両輪と言われる議会にも、災害対策本部が設置されてもよかったのではないかなと思っております。前日に、翌日の21日にあのような豪雨が降るとはだれも余り予想しなかったのではありませんか。私自身、前日には全く予想もしてませんでした。4日前の7月17日、地域自治会長会議で災害対応について話し合っていました。災害を想定して準備など、全くしておりません。大変反省しております。

豪雨の21日の朝、いつもの危険箇所を見回り、過去のときと同じように災害対応のため8時過ぎ、公民館に行きました。8時45分、市の災害対策本部より派遣された方々のお手伝いをいたしました。当日はもとより事後も職員の皆さんは一生懸命されており、そ

の努力に感謝いたします。右田地区の方からも大変よくしていただいたと声もいただきました。関係者の皆様、大変御苦労さまでした。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。執行部におかれましては、明快なる回答をお願いいたします。

まず、最初に治山治水についてお尋ねいたします。日本の森林の7割は個人所有で、残りの3割が公的所有と言われておりますが、公私とも管理体制は整っているのか疑問を感じております。県内には幾つかの森林組合があり、行政よりさまざまな事業を委託されていると思いますが、今までに治山治水に関してどのような活動をされているのでしょうか。また、山口県では事業税に上乘せの森林税を取っていますが、防府市にはどのような恩恵を受けているのでしょうか。

そこで、まず1番目に山林の保全管理についてお尋ねいたします。公共所有と個人所有とに分けて、どのような保全管理をしているか。また、指導しているかお尋ねいたします。

また、明治に契約した市有林の地上権契約が平成15年8月に期間満了となったとき、なぜその次、継続は、管理意欲をそくような賃貸借契約をしたのか、どんな理由で変えたのかお尋ねいたします。

2番目に、2級河川から法定外公共物、水路までの対応についてお尋ねいたします。市内には、山口県管理の2級河川や市河川港湾課管理の準用河川、普通河川そして道路課法定外公共物管理室扱いの水路、俗に言う青線が多くあります。余り多いので牟礼地域を限定してお尋ねいたします。

私の住んでいる中西地区の2級河川、柳川と馬刀川はいつもはん濫します。対応を県土木にお願いしたら、「はん濫をしている写真を持って来い。実際に越すという証拠がないからだめ」土砂を取り除いてほしいとお願いしたら、「要望書を出してもらって、予算がとれたらいたしましょう」と。待てないから自分たち自治会の費用で土砂を除去したいと申し出ても、「機械を使って護岸を傷めてもらっては困るので許可はできない」、このような回答でした。どうしたらよろしいのでしょうか。

また、平成5年8月2日、川がはん濫しているから見に来てほしいと電話すれど、一度はすぐに行くと言われ、来られたのは夕方の6時ごろでした。平成11年、また平成20年もほぼ同様、今回の豪雨のとき、激流が土手を越えている水の中から、「今越えているから見に来てほしい」と連絡するも、「災害対策本部が防府に設置されているから、そちらに連絡するように」との返事でした。通常も非常時もどうしたらよいのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。河川管理はどこが責任を持ってするのでしょうか。2級河川、砂防河川、準用河川、普通河川に分けてお答えください。

次に、道路についてお尋ねいたします。道路については多くの問題がありますので、その中で市道認定に絞りお尋ねいたします。

過去10年間の市道認定は次のとおりです。平成21年、ことしの6月ですが8本、昨年の6月、20年の6月が3本、19年が7本、18年が4本、17年が12本、16年が26本、15年が5本、14年が10本、13年が30本、そして12年が24本、そして11年が26本、こういうことです。市長の任期が増えるに連れて認定数が少なくなっているのはどうしてか、理由を御説明ください。市長の指示で市道認定はできるだけしないようにされているのか、お尋ねいたします。

市道認定の必要性を認識されていないのではありませんか。もし、要綱等に定めたとおりできないのなら、その理由を説明してください。

以上で壇上からの質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは治山治水についての御質問にお答えいたします。

まず、山林の保全管理についてのお尋ねでございます。防府市の山林は面積約9,788ヘクタールで、市全体面積の約52%を占めておりまして、そのうち市有林が約19%で個人所有が81%の割合となっております。

森林の状況につきましては、近年の生活様式の変化により、山林との日常的なかかわりが減少してきたことや木材価格の低迷により、所有者の山林への関心が薄くなったことなどが原因で、十分な管理が行われておらず、山林の持つ保全機能が弱まっているのが現状でございます。このような状況の中で、市有林の保全管理につきましては、市有林森林施業計画に基づき、間伐、枝打ち、再造林、下刈りなどを行っております。

一方、個人所有の山林の保全管理につきましては、森林組合による森林巡視指導を通じて、森林施業全体に関する助言を所有者へ行っております。森林組合の活動につきましては、市や県からの委託を受けて、造林、下刈り、除伐、間伐等の保育事業、松くい虫被害を受けた松の伐倒駆除などを行っております。これらの事業により森林の施業を行い、健全な森林を造成することによって山林が保全され、ひいては治山治水につながっていくものと考えております。

次に、「やまぐち森林づくり県民税」についてのお尋ねでございますが、この税を財源として、防府市でも荒廃した民有林の間伐が行われるとともに、繁茂した放置竹林の伐採及び再生竹の伐採等が実施されております。また、県では毎年、森林フェスタなどを開催して、国土の保全、水源涵養、地球温暖化の防止など森林の果たしている役割、効果など

の啓発活動を行っておられます。これらの事業を通じて市民の森林づくりへの関心、理解が広がっていくものと思われまます。

次に、平成15年8月20日で旧牟礼村からの市有林の地上権契約が期間満了になったとき、なぜ市有林野賃貸借契約としたのかとの御質問にお答えいたします。

明治以降の市有林につきましては、地上権設定、分収林、貸付林等のさまざまな契約方法がなされていましたが、個人との長期の契約においては、相続権者への引き継ぎがなされず、山林の荒廃を招く恐れがあり、近年では比較的短期の賃貸借契約に収められております。

そのため、明治38年に旧牟礼村と地上権者との間で締結された地上権の設定期間が満了となった時点で、今後の契約については他の市有林の取り扱い事例と同様の契約とすることといたしました。そして、契約者の皆様へ今後の取り扱いについてお知らせをするとともに、今後も契約をされるのかどうかの御意向を申出書により御回答いただいております。その上で、継続して使用を希望される方につきましては、市の規定に基づく市有林野賃貸借契約として新しく契約していただき、貸付料を毎年納入していただいているところでございます。

次に、2点目の2級河川から法定外公共物の水路までの対応についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、柳川、馬刀川の改修については、市といたしましてもこれら河川の流域地域の浸水被害を解消するためにも非常に重要と認識していますので、早期整備が図られるよう、引き続き県に対し、強く要望してまいりますので、今後とも御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、河川の管理区分についてのお尋ねでございます。本市には1級河川佐波川や多くの中小河川があり、国や県及び市でそれぞれ管理区分が設定されています。このうち佐波川に流入する剣川や三谷川など14河川が1級河川として、柳川や河内川など6河川が2級河川として、いずれも県により維持管理がなされています。また、勘場川や清水川など22河川を準用河川として、県の2級河川の上流部などを含むその他の河川を普通河川として、市が維持管理を行っていますが、この中には県の砂防指定がなされた区間もあり、この区間に河川施設がある場合は、砂防施設として、県により管理が行われております。

このほか、これら河川とは別に法定外公共物の水路で、いわゆる青線と言われるものもありますが、これについては通常の維持管理は地元関係者で、機能管理は市の関係部署と調整しながら行うことになっております。

いずれにいたしましても、これらの河川や水路については県と市が連携しながら計画的な整備を行うなど、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも

御理解を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたします。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中敏靖議員。

11番（田中 敏靖君） 御回答ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、今、地上権が賃借権に変わったという、この権利の関係ですが、昭和の初めころの契約は大体2反で3銭、年間3銭ってどのくらいの価値かわかりませんが3銭、現在2反で1,000円、年間1,000円で、これだけのお金を払って、山の要するに8合目から上くらいのところに植林に行ったり、管理をしたりと、こういう人が今どれだけおるかということなんです。で、こういう権利は、わざわざお金を払ってまで、今、山を管理しようという人は、まずないと思います。

というのは、木材の価格も随分下がっているし、林業をやる人も出しやすいところ、下のところとかそういうところしかやっておられないはずなんです。

こういう権利がいろいろあるものですが、これは合併をしたときに牟礼だけあったんでしょうか。例えば、右田とか大道とか、いろいろ同じように合併はされていると思いますが、牟礼だけこういう権利関係が残っておったんでしょうか。

それから、今の賃貸借契約になり、平成15年ですね、賃貸借契約になって、現在どのくらい契約者が減少したのか、このあたりをお知らせください。まず、それだけ先にお願いたします。

副議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 最初の質問で、牟礼地区以外にもそういった地上権の契約があったかといったことのお答えをいたします。

この地上権契約につきましては、牟礼地区以外には上右田の生産森林組合、それと久兼地区にあったというふうに記録として残っております。

それで、右田の生産森林組合につきましては、平成の初めころに解散になっておりまして、解約がされております。それと久兼地区につきましても賃貸借契約としての契約引き継ぎを希望される方がございまして、契約は消滅をしております。

それと、2点目の今の牟礼地区の賃貸借契約で、現在どのくらい契約者が減少したかといった御質問でございます。明治38年から、ちょうど100年が経過するのが平成15年でございます。そのときに、平成15年3月時点では243名、それで今度新たな市有林の賃貸契約のときには34人ということで、209名の減少が生じております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） このように大変な減少というのは、もう当然だと思います。今、通常の生活自体が昔の五右衛門風呂から電化住宅の時代になりましたので、まき等々については全く要らない。私はいまだに五右衛門復活論を言っておるんですが、できるだけまきを焚けと、こういうふうに物を言いたいんですが、今このまま山を賃借権が、どんどんどんどん解約されている状況で、これは当然市のほうも管理はされていると思いますが、私が見る限り、そのような山は管理をされていないように思うんです。森林組合等々言われましても、松が立っているところは松くい虫駆除等々あると思いますけれど、森林経営といういろいろなところを見ますと、山の経営というのは出しやすいところの山を間伐材をしよう、出しにくいところは置いておこう、そういうふうな基本的な考え方になっておると思うんです。やっぱりお金の問題で、経営が成り立つようになっておると思います。

そうすると、山はどんどん荒れていく、この荒れていくことによって、今回のような災害の土石流が起こる大きな原因になる。松くい虫だけでなく、ある一定の期間がくると木というのは枯れてしまうことがありますね。そういうこと。竹だって同じです。ある一定の繁茂が過ぎると竹も枯れてきます。そういう状況になったときには、当然荒れて、木が倒れる。その倒れたところに水が引っかければ当然水路から水がよそに流れていく。そういうふうになると思います。そういうふうになるので、現状防府市で管理をしている山について、どのように、市が管理されている状況をお知らせください。

副議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。今、市有林いわゆる監視という管理の面からでございますけど、先ほど市長の答弁にございましたように、大体防府市の全体の面積の約52%が山林であるという答弁、また、そのうちの市有林が約19%の割合で残りの8割強が個人所有という中で、今、市有林のいわゆる管理につきましては、現在監視人を21人ほど置いておりまして、さらに保育事業として間伐、枝打ち、再造林、下刈りなどを行っております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） 今市有林についてはいろいろ管理をしているということで、お話をいただきました。残りの残りが多いんですが、81%の私林のほうですね、個人の山のほうですが、個人の山については先ほどの御答弁中には森林組合通じているとか、いろいろ県の森林税についていろいろ施策はされていると思いますけれど、通常の個人、

山の所有者については、その管理責任についての明確なるアドバイスというんですか、こういうふうには山を管理しなさい、こういうのは通常やっておられますかどうか、お尋ねします。

副議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 先ほどの市長の答弁にありましたように、森林組合の個人所有の山林の保安全管理につきましては、森林組合による森林の巡視指導を通じて、森林施業全般に関する助言を所有者に行っておるということで、申したとおりでございますが、個人の山林の所有ということで管理責任はどこかということにもなるわけでございますが、基本的に個人所有の山林の管理責任は個人にあるというふうに考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） 個人所有の管理責任がですね、今お尋ねしているのはなぜかというと、今土石流でなったような場合、普通平地のようなときに災害で起こった場合、まず通常、普通の災害であれば民法上、賠償責任はないんです。しかしながら、どの程度というのはわかりませんが、山の管理、通常の維持管理、正常なる維持管理をしてなくて土石流が起こった場合、当然それは所有者の管理が出てくるんじゃないかと思うんです。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 平常の維持管理と今回のようなこのような異常な状況の中で、あのような大災害が起こったということにもつながろうかと思いますが、個人の所有の山が80%強ある中で、それぞれ議員先ほどから申しておられるとおりに山に対する所有者の意識といいますか、そういったものが薄れてきておるということで、また山の中にもなかなか入って行かれない方も多いという、大体そういったことであろうと、通常ではそういうに思っております。

市内全域がそのような形になれば、決して好ましい状況ではないので、今後は森林組合の方にも働きかけて、そこらあたり十分な指導が行き届くように、指導なり、私のほうからお願いもしたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） 山の維持管理が大変難しいのは、もう重々わかっておるんですが、私の提案とすれば、山はもうあきらめたほうがいいわけですが、あきらめたほうが。というのは、山は何するかといったら木を植えるのが当然なんです、基本的に個人が管

理しようということは今からは難しい。だから、もしできるのであれば公がすべて管理をするという状況ですね。そうすると、すべて公園化というものの考え方もあるかと思いません。これは、お金が何ぼあっても足りないということになるかも知れませんが、今じゃ森林ボランティア等々、いろいろあります。しかし、個人の山についてはなかなか出入りが難しいということもありますので、そういう中の流れが欲しいなと思います。

今、ずっと管理責任をお尋ねしているのは、今、林道等々ができているところの山については、通常の植林等々の管理ではなく、残土の処理場等、やっておられるところは結構多いんですね、残土。この残土の処理というのが今回にも、大きな災害の源になったのではないかなと思います。やわらかいところに、やわらかいものを持っていくんだっただんだん固まります。硬いところにやわらかいのを持って行って、何十年たってもなかなかなじみが悪い、そういう時期に、雨が1回降ったぐらいならいい、しかし何回も降った場合にはそれを含んで、ずる可能性がある。

今、牟礼方面はたくさんの残土処理があちらこちらにあります。で、残土処理については法的規制がないんだそうで、一般廃棄物の処理については法規定がないというふうに聞いておりますが、今からはこの山に捨てる泥についても届け出制とか、許可制等々にしていかないと、それが原因でなった場合には、これは人的災害だという解釈をしなければいけないと思います。

昭和40年ごろには大きな場所に残土処理がされておるところも牟礼地区であります。今は皆さん余り御存じではないかも知れませんが、そういうところも今回少し壊れかけております。しかし、もう一回ひどい雨が降ったらそこも崩れるでしょう。そういうところがありますので、管理についてはどうしなさいということの指導を早目に地主に言っていくことが大事、もしそうなったときには個人責任で賠償責任がありますよと、こういうことも言っていかなければならないと思います。

特に、今回の崩れたところをいろいろ調査してみますと、その山の残土処理場の中から、異様な水が流れておるとか、そういうのが過去にもありますし、今回にもあります。だから、できる限りそういうことがないように、平地に捨てるか、海を埋め立てさせてもらって、そういうとこに捨てるか、その辺は考えていかなきゃならない。今、法律的に許可は要らないんだからということ、将来にいろんな問題を残すというふうに私は思います。

それがために、土砂崩れが二次災害、三次災害、今牟礼地区には113ほどため池があるんです。そのため池が、山にあるため池は113ではありませんが、相当大きなため池があります。もし、その土石流が池に流れ込んだ場合には、400戸とか500戸、その被害を受けるという状況になる。だから、山はおろそかにしてはいけないということ、

改めて思っておりますので、ぜひともこの山についての指導をお願いしたい。

特に、昔は新長尾団地のあるところはサンパルの植林の杉の苗木がたくさん植えてありました。そういうふうな木がたくさんあったいいところだったんですが、今回は上のほうからの土石流が流れて、たまたま時期が、木を失えば新長尾団地も流れるんじゃないかという不安も抱えております。

そういう中で、植林を進めるにしても、それから管理する、また、土は捨てたらいけないよとか、こういういろいろな問題を抱えて指導していただければありがたいなと思っております。執行部には大変だと思えますけど、そういう指導をお願いしまして、この項を終わります。

すみません、山と川が。川につきましては、もう一度お尋ねしたいことがあります。まず、今、川は治山治水で、砂防で山手の川は随分よくなりました。それから下の川も随分よくなりました。先ほどの前段階で中西のことを言いましたが、私のところはいつも水浸しです。そういうふうにはちょうどは端境のところは水がよくたまるようになりました。皆さん、工事をやっていただいて、非常にありがたいんですが、全体を流れる川は途中で途切れてしまうと、非常な被害が大きいんです。

そういうところで、まず改めてお尋ねするのですが、過去の水路というのは大体、底が、張るとか張らんとかというのは別にしまして、大体真っすぐというんですか、斜めにスロープのようにつくってこられたのがほとんどの川なんです。今、川底というのは段差工というのを今ほとんどお使いですね。少しずつ流速を落として、水の勢いを落としてつくるうというのが多くなっておると思いますが、最近のそういう工事の方法についてお尋ねしたいと思います。

それから、今、過去にやった堰板というんですか、川に堰板を入れるところがいっぱいあるんです。そういうところが非常に不便ですから、これはまた県のほうに要望したいなと思っておるんですけど、市のほうではありませんが。大水のときに、川の堰板がのけられんですね。そういうことがありますので、そういう堰板については3メートルもあるような川であれば、補助をできるようなシステムとか、そういうのをやっていかないと。大体30センチから40センチぐらい堰板が皆入っておるんですよ。だから当然、柳川でも越えるんですよ。柳川というのは約3メートルちょっとぐらい川道があります。それも越えるくらいになるんですよ、そこだけ特別に。

だから、そういうところも見てほしいというふうに県にいろいろお願いするんですけど、昔つくったんで、私らは知らんというような感じなんですね。だれがどういうふうに申請してやったんかわからんというようなことで。そういうことは多いんで、2級河川につい

てはそういうふうなところを県に要望していただきたい。

それから、また、最近変わったというようなお話を聞いておるんですが、砂防河川、砂防河川の管理というのはだれかって聞いたら、砂防河川の川の3面は県である。中身は市と言うんですよ。そんなことは今までないって言うたんじゃけど、いや、ことしから変わったと言うんです。そんなことがあるわけがない。この前、4月に話したじゃないかと言ったんですが、ことしから変わったんだそうです。本当に変わったんでしょうか。そのあたりも教えていただきたいと。変わったと言うんです。川の3面の護岸が破れたら県がやりますよと言うんです。しかし、中に泥がたまったり、草が生えるのは、あれは市にとってもらえと。こんな馬鹿なことはないと私は言うんだけど、そうだと言うんです。間違いなくそうだと言うから、ここで答えなければ県に聞いてください。またお答えは、きょうでなくて結構ですが、よろしく願い申し上げます。

副議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、まず1点目の水路の底の工事の方法といたことでございます。水路の流速が非常に早いところにおきましては、水路の流速を減ずるために、今おっしゃったように落差工等でそれを抑えるというような工法を用いておるわけでございます。現に上流側で水路が改修されて、そのあたりで非常に流速が早いと。それが中間部でなだらかなところで、今のようにまた越水してくるといようなことが現実には起きているということでございます。

基本的には、その改修に当たりまして、そういうような状況を生じさせないために、基本、流速を抑える工事をやっていくということになるわけですが、可能な限り整備に当たりましては、そういうことを取り入れたことで整備したいというようには考えております。

それと、2点目の2級河川の維持管理の問題でございます。確かに、馬刀川、柳川等にはいわゆる天井川ということで、用水施設がございます。この用水施設が、洪水時には非常に排水対策には邪魔になっておるといのも、確かにそういうことが起きているということも承知しております。

この用水施設につきましては、その改良等につきましては、県のほうにそういうような要望について十分また言っていきたいというように考えております。

それと、3点目の砂防河川の問題でございます。最初に、市長の答弁にもありましたように、河川の、砂防河川に指定されておる区間で、そこに砂防施設といいますか、施設が設置された場合について、その施設の管理は設置した河川管理者が 河川管理者といいますか、砂防指定者が管理するということは間違いございません。また、その中の浚渫、通常の浚渫につきましては、今、議員が御指摘になったように、県が今まではやってお

たと、今回からは市がやるようになったということでございますので、この運営につきましては、再度、県に確認いたしまして、また御返答させていただくことにさせていただきます。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） よろしくお願ひします。たんびに変わっちゃあ、やりにくいんです。お願ひして陳情書をつくったら、またそれが中身が違ふじゃ、再々困るんです。その辺よろしくお願ひ申し上げます。それはそれとしまして。

次に、我々のところはよくはん濫するんで、災害対策本部をつくる前に予防的に土のうとか、真砂とかいうものをもらいたいわけなんですね。隣の市とか、どこか近所でいろいろ聞きますと、それを事前配布とかいうのができているようなところもあるようですから、これは要望として、できるだけ事前配布ができるようにお願ひできたらと。

というのは、災害になって10分で水量が10センチ以上上がったら、もう車が通れんのですよね。避難も大変なんです、災害の対応に対して、もう40センチ以上になると車がなかなか通りにくい、そういう場合に土のうを取りに行く暇がない。だから、もう事前に配布していただくようなことができると、今からもやりやすいんじゃないかなと思うんで、できるだけそのようなことをお願ひしたい。それはそれで要望しておきます。

それから、また、大きな要因の中に法定外公共物の中の青線、これを無断で勝手に転用して家を建てる人がおるわけですね。だから、水が流れん。だから、そういうのがたくさんあるんです。そういうふうなところは、もう市の条例にもありますように、のけるというふうな命令ですね。もうたくさんありますから、それをのけていただければ水が流れるんです。先般、牟礼公民館のところをおっしゃっていただきましたけど、あれは昭和橋のところから水路がなくなっておるんです。今、小屋が建っております。ずっと、皆、ないんです、水路が。もとの国道の辺にいったら水路が出てくるんです。だから、そういうふうになくなれば当然、水は流れんのが当たり前です。そういうふうなところもよく見ていただいて、お願ひしたいということ。これも要望しておきます。

それからもう一つ、きょうありました、三原議員の質問の中に水防委員のことがありましたけど、私なりの水防委員の廃止反対のことをお願ひしておきたいと思ひます。

水防法の24条、25条、26条というところがあって、私は、自治会長が水防委員になったのは、いざというときに水防委員は、その水防団として、人の土地の財産を使用することができる、このように解釈していたんです。人の土地、財産というのは砂とか木とか、こういうものをつくって、応急処置をして、その対価は後から償えばいいという解釈

で、災害を未然に防ぐということがこの水防の中にあるんです。それができるといいうように解釈しておったんですが、今現在は水防委員ではありませんから、できないわけですね、今自治会長は水防委員じゃありませんから。しかし、これはもう一度検討すべきではないかと思imasので、よろしくお願ひ申し上げたいと思imas。三原議員もそのようなことでおっしゃっておるのではないかと思imasので、再度、御検討をお願ひしたいと要望しておきます。

以上で今度は本当に終わります。

副議長（安藤 二郎君） それでは、続きまして道路について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、2点目の市道認定についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の市道認定件数についてでございますが、平成16年度の県道新設に伴いまして、側道を11件、市道認定したものを除きますと、平成14年度以降、多少の増減はございますが、減少してきております。これは、市道認定申請件数が減少しているためでございます。市道認定件数を控えているとか、あるいは保留している件数が多くなっているということではございません。

毎年、市道認定すべき道路を市道認定審査員会で審査いたしまして、議会の御承認をいただいた上で認定を行っているところでございます。

次に、平成20年12月議会での市長答弁を白紙撤回した上で、市道認定についての見解をとの御質問でございますが、今後も、平成5年4月1日に見直しを行いました「市道路線編入基準に関する規程」に基づきまして、適切に認定してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） もう、市道認定については何度もお願ひしておるんです。しかし、あいまいというんですか、まあまあというようなところで妥協しておりましたけど、今回は妥協したくないと思うんですが、公文書を公開で出してもらったんですが、市道認定で鈴屋のところの農道がありますね。農道は、地元の要望があったということはわかるんですが、一応あれは、農業農村課のほうから市道認定してくれという書類が道路課のほうに上がっておるわけです。

こういうふうに市道認定をするのであれば、ほかのことは、例えば都市計画課は都市計画課で道路課に言うべきかがあると思imas。通常、要綱に、定めている要綱、それにきちっと変更しておるにもかかわらず、最近は市道認定してくれておらんわけです。それで

今回、市長が、あえてやるなって言っているかということのお尋ねをしたわけです。

いや、それは理由はわかるよ。本当は市道認定をすると、将来維持管理をするのに、行きどまりだから増えるんじゃないかなという疑問や、不安はあると思うんですけど、しかしもう要綱で定めておるんであるから、当然それは市道にすべきであると思うし、特に今の農業農村課のこのようなことは、以前は農業農村課でやった道路については、ほとんど市道認定をしないということを知っておるわけですよ。これは、この道路をつくるときに国から何か補助金をもらっておるから、市道にできないという、何か適化法とか何とかあるんですか。何かそういうふうな法律に基づいてできないというのを聞いておるんですが、今回はこれ、できたということはどういうことかというふうに思うんです。

そういうふうなことがあるんで、まず要綱どおり、市道については、家の件数が5戸以上、行きどまりがあっても5戸以上、5年間維持管理をしなくてもいい、こういう基本的なのにクリアできれば、申請をするせんにかかわらず 申請をするせんというのは開発関係の道路ですが、そういう道路も含めてすべて市道にすべきだと思いますけど、いかがでしょう。

副議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 先ほどもこの答弁の中でもお答えいたしましたように、現在、議員がおっしゃいましたような、市道路線の編入基準に関する規定を定めております。これに合致するものについては市道認定をするという方向で今までもやってまいりました。今後もこの方向で実施していくということでございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中敏靖議員。

11番（田中 敏靖君） もう何回質問しても同じ答えばっかしなんですが、本当にこの市道認定がなかったら困るというのが、顕著にあらわれているのが、今、建築基準法の改正でみなし道路のような、だろーという道路があるんですね。例えば、1項5号扱い道路とかいうような、扱いとかいう道路があるんです。そういう道路は家が建たなくなる可能性があるんです。だから、早目にやっておきたい。国政選挙が済んだら、じき、そういう告示が出されるであろうという不安があるんです。平成19年の3月か5月にその告示が出ておったんですよ。今現在はそれは撤回したような告示になっておりますけど、そういうことがもう間近にできる可能性がある。だから、ぜひとも通常の道路はすべてやる。開発許可道路については、家は建てられますが、古い道については建てられなくなる可能性が出てくるということ。

それから、下水道の本管を設置していただく折に、下水道の管が、市道であれば行きど

まりでも、最初に、告示をする前に入れてくれるんです。しかし、それ以外は、帰属道路等々については入れてくれないんです。同じような道路で、たまたま市道認定をしてくれなかったばかりしにできないという、こういう不合理があるんです。だから、すべて条件に合ったものは入れてくれというのが私のお願いです。

だから、極端に言いますと、今までのこのいきさつを、少なくなったというのは申し送りが悪いんじゃないかというふうな解釈もしておるんです、申し送りが。本当にそういうふうな申請をしなくても、開発許可道路については申請しなくても、当然、評価をして、道路にというふうになっておる。だから、要綱どおりやれというのはそこにあるんです。今、お答えは要綱どおりやろうとはいいますが、本当にやってくれるかどうかというのは疑わしいということです。それで、何度も聞くことになりましたが、いかがでしょう。

副議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今、議員御指摘のように開発道路の場合、その条件を満たした、道路としては開発許可を得られておる道路ですから、今の幅員等の問題はないわけでございます。しかし今、関係者戸数の5戸以上とか、また現在、重複しておるかどうかというような基準を持っておるわけです。開発の検査を行いまして、道路の帰属を市のほうに受けるわけでございますが、その後その条件を満たしたかどうかということが、今、なかなかすべてのところを見て回るといようなことがちょっとできていないということも現実でございます。その中で基準を設けておりますので、この基準に沿って今後とも、開発道路につきましても認定のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） 何を言っても通りませんが、一応やってくれるというふうに思います。もし、できないのなら要綱を変えてもらってですね、開発許可道路でも再度申請しなさいよと、こういう要綱を加えたらいいんです。私は要綱どおりやれというのは、今の要綱が不備であれば改正してでもええからやったらどうかということです。だから、それであれば自分が勝手に申請せんのだから、お前らが悪いわということが言えるんです。だけど、今までの流れはそれをしなくてもできたものをやらないからどうかと言っているだけの話。そのあたりはもう余り突っ込みませんが、これからはみんなのために道路は今から必要だと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

副議長（安藤 二郎君） もういいですか。田中議員。

11番（田中 敏靖君） しまいをきれいにいきましょう。じゃあやっていただけるよ

うになるように希望して、これで私の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 以上で、11番、田中敏靖議員の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） これをもちまして通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月29日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。どうもお疲れさまでございました。

午後2時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年9月14日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 田 中 健 次

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏